

第一類 第五号

第二十六回国会 大蔵委員会

議録 第十五回

(三) (三)

昭和三十二年三月二十二日(金曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長

山本 幸一君

理事有馬

英治君 理事黒金 泰美君

理事小山

長規君 理事高見 三郎君

理事横錢

重吉君 理事平岡 忠次郎君

理事横錢

忠雄君 大平 正芳君

奥村又十郎君 加藤 高藏君

吉川 久衛君 杉浦 武雄君

竹内 後吉君 内藤 友明君

秀男君 前田房之助君

森山 欽司君 山本 勝市君

有馬 輝武君 井上 良二君

石野 久男君 石村 英雄君

春日 一幸君 久保田 鶴松君

横山 利秋君

足立 篤郎君

大蔵政務次官

大蔵事務官

(主税局長)

大蔵事務官

(理財局長)

建設技官

(道路局長)

富樫 肇君

出席政府委員

岸本 晋君

委員外の出席者

大蔵事務官

(主計局長)

建設技官

(道路局長)

高野 務君

専門員

椎木 文也君

三月二十日

百円硬貨鑄造企画中止等に関する請

ます。

○山本委員長 これより会議を開き

願(小枝一雄君紹介)(第13306号)

日一幸君。議題として質疑を続行いたします。春

一割から一割五分程度というふうに見

ただきたい。

姫路港開港指定期に関する請願外一件

(堀川恭平君紹介)(第13336号)

元満鉄社員の会社に対する債権の国

ついて質問をいたしたいと存じます。

ます最初にお伺いいたしたいこと

は、一体政府は、この法律によつてど

の程度の資産再評価税の収入を見込ん

でおるか。いうならば、この法律を利

用する中小企業者はどの程度のもので

あると考えておるか。それから、この

資産再評価税を行うことによつて、法人

税あるいは個人所得税の減収をどの程

度見込んでおるのであるか、まずこの

点を明らかにしていただきたい。

○原政府委員 第四回のこの再評価に

よります再評価税の収入見込み、これ

題ですから、一応の見込みであります

が、法人、個人を通じて、再評価税額

として総体で四億六千万円程度とい

ふうに見込んでおります。それが二年

で納められることになりますから、初

めの年はその半分二億三千万、三十二

年度においては、また年度がすれます

から、それらの関係から、三十二年度

分として入りますのは、七千八百万程

度といふうに見ております。反面法

人税、所得税の方で減収が立つわけ

あります。法人税の方の減収は、平

年において六億近く、五億八千万程

度と見込んでおります。初年度は、年

度の関係で一億七千四百万という数字

を見込んでおります。個人の方は、そ

れよりもはるかに小さい額で、それ

の審査を本委員会に付託された。

同(平田ヒデ君紹介)(第13391号)

の審査に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

とん税法案(内閣提出第一五号)

特別とん税法案(内閣提出第一六号)

印紙税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一九号)

トランプ類税法案(内閣提出第四五

号)

関税定率法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五六号)

関税定率法の一部を改正する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

五七号)

地方道路税法の一部を改正する法律

(内閣提出第七三号)

中小企業の資産再評価の特例に関する

法律案(内閣提出第七六号)

揮発油税法案(内閣提出第七二号)

案(内閣提出第七三号)

中小企業の資産再評価の特例に関する

法律案(内閣提出第九八号)

閣提出第九八号)

の審査を本委員会に付託された。

とん税法案外税関係九法律案を一括

ます。

当をつけております。

○春日委員 らよつと聞き漏らしまし

たが、再評価税の総額が四億六千万、全

初年度が二億三千万、それから次年

度は……。

○原政府委員 総額が四億六千万であ

りまして、それを二年で納めるとい

うふうに法案において規定いたしております。

つまづ一年目が二億三千万、こ

の一年目といいますのは、再評価した

人の一年目であります。個人の場合

は、来年の三月十五日までに再評価税

の一回目のを納めなければならぬわけ

ですから、半分がまるまる入ってく

る。ところが法人の方は、この一月一

日以後開始する事業年度末であります

から、一年分が全部入ってこない。年

度がずれるのが相当あります。法人で

も、中小法人は来年の三月三十一日ま

でに最初の納期のこない分がだいぶ多

いというようななことから、半分にすれ

ば二億三千万ございますが、三十二年

度に入るのは、法人の分は六千万

足らずといふうに見ております。そ

れに個人が二千八百万ばかり入るので、年

度内では七千八百万、こういうふうに

見ております。

○春日委員 まずこの法律を審議する

に当つて、特に理解を明らかにしてお

かなければならぬと思うのであります

が、資産再評価の方針は、一体どう

う事柄を目的としておるものである

か、理財局長並びに主税局長からこ

とておられます。公平論といふのは何か

といいますと、御案内の通り、昭和二

十五年から一次、二次、三次と、今度

で四次目といふことになりますが、何回か再評価を実施いたしてきており

ます。その間、再評価にはみな原則と

しては6%、三次の場合は強制が入り

ましたので、若干軽減あるいは免除の

部分がありますが、再評価税をずっと取つてきております。今回の再評

価——中小企業のためにこういうこと

は度もやることであります

が、中小企業は、まだそこまで十分経理の態度も進んでおらなかつたであろう、かたがた最近力も大分出でてきたと、税の負担を再評価するもの相互の間にバランスをとるということは、何としても忘れてはならないという意味で、その公平を保つという意味がござります。この見地におきまして、二%というものは從来のなにから比べまして、一番優遇になつてゐるのであります。特に中小企業であるからということで、できる限り低率でといふふうの相手の間の公平論だけではなくて、そに考へております。さらに公平論の第二段として、突っ込んで申しますれば、それは單に再評価をやつているところで、前からの財産を持つておりました人が戦時戦後を通じてどうなつてゐるかといふことを考へます。それは、前からの財産を持つておられました人が戦時戦後を通じてどうなつてゐるかといふのがあるわけであります。それは、前からの財産を持つておられました人が戦時戦後を通じてどうなつてゐるかといふことを考へます。そ

は、通貨価値の下落による非常に大きな差が、そのまま譲渡所得としてかけられるというような事態が二十四年まであったわけです。それらの間の公平感を考えて、再評価税というものがかけられるのは、公平論がそういうふうに二段になつております。

次に実際論であります。再評価といふのは、企業の資産の額をふやすことになりますから、そしてふえた額は、御案内の通り自後何年かで償却されるということになります。そういたしますと、実際問題として、再評価をやります場合に一番税の方で苦労いたしますのは、適正な限度で評価をいたしませんと非常に不当な脱税が起るということになります。無制限にやつて、幾らでも再評価しないといふことにすれば、資産額をめちゃくちゃにふくらまして、そして、これだけになつたのだから、自後毎年償却が止まることになります。ただいまおっしゃるところにすつ飛んでしまうといふことに相なります。そこで再評価の限度額といふものを法律上きめ、かつ今までの再評価では、かりに限度額以下であつても、資産がもう陳腐化してそんなに値打がないといふようなものではあります。その値打のある程度にとどめるところについても、やはり企業の資本維持といふ必要な必要も考へて再評価をさせたわけであります。その中で企業を管んでいるという他者と、いうようなものがあります。そういうものについては、別段の手当はできない。実物資本を持つておったもの、その中で企業を管んでいるという他者と、いうような見地がその底にあるわけであります。税の面において、つまり簡単に言いますと、過大再評価を防止するという見地においても、公平感のほかに、やはり評価の度合いを適正にするという意味において、つまづきます。その結果、不公平感のなかで、御存じの通り譲渡所得税といふのがかかるつておりました。その譲渡所得税は、再評価制度ができます前に

は、そのとバランスをとりますと、実は三%とか四%とかいうような数字になるわけでありますけれども、今回は特に中小企業の資産再評価だというので、平感を考えて、再評価税というものがかけられるのは、公平論がそういうふうに落ちつけた次第でございます。

極力勉強して、二%というふうな数字に伺いをいたしたいのですが、お伺いをいたしましたが、再評価といたことは、企業の資産の額をふやすことになりますから、そしてふえた額は、二十五年前の資産とその後の資産との関係における均衡論、それから一つは、この水増し再評価を防止するための必要な措置としてこれを講じた、こういうことであります。端的に言うならば、その二つの必要な措置、そのうちでいずれが重きをなしておられるか、両方であるとは言っているのであるか、両方であるとは言つておられますけれども、現実の問題は、それが水増し再評価を防止するための行政措置としてこういうような方途を講じられたのではないか、もう一回御答弁願います。

○原政府委員 これは、せつかくのお尋ねでございますが、どつちを重しとするところ申しかねると思います。両方やはり相当強い理由であつて、両方考えたというふうに申し上げるのが正しいのですが、その点を重しといふのではないかと思ひます。

○春日委員 まだ再評価の別表を見ておませんが、それでは、二十五年以降取扱した資産には再評価は適用されないですか。

○原政府委員 二十八年の一月一日までに取得したものについては、再評価ができる、つまり基準日といふのは、二十八年の一月一日になつておりますから、そのとき現在において持つておる資産について再評価ができるといふ

ことになつておりますから、二十五年以後の分についても、若干できるものもあります。もちろん、それはもう倍率がぐくくなつておるような次第であります。

○春日委員 そういたしますと、この資産再評価に際しての課税の措置を必要とするその理由の中の、前に述べられたものの、すなわち第一次資産再評価今、今度の資産再評価に際して税を課するの理由としまして、一つは均衡論、これは二十五年前の資産とその後の資産との間の均衡をはかる、これが何のために課税をする必要があるたとえだるもの、すなわち第一次資産再評価から一つは、この水増し再評価を防止するための必要な措置としてこれを講じた、こういうことであります。端的に言うならば、その二つの必要な措置、そのうちでいずれが重きをなしておられるか、両方であるとは言つておられますけれども、現実の問題は、それが水増し再評価を防止するための行政措置としてこういうような方途を講じられたのではないか、もう一回御答弁願います。

○原政府委員 これは、せつかくのお尋ねでございますが、どつちを重しとするところ申しかねると思います。両方やはり相当強い理由であつて、両方考えたというふうに申し上げるのが正しいのですが、その点を重しといふのではないかと思ひます。

○春日委員 まだ再評価の別表を見ておませんが、それでは、二十五年以降取扱した資産には再評価は適用されないですか。

○原政府委員 二十八年の一月一日までに取得したものについては、再評価ができる、つまり基準日といふのは、二十八年の一月一日になつておりますから、そのとき現在において持つておる資産について再評価ができるといふ

ことになつておりますから、二十五年以後の分についても、若干できるものもあります。もちろん、それはもう倍率がぐくくなつておるような次第であります。

○春日委員 そういたしますと、この資産再評価に際しての課税の措置を必要とするその理由の中の、前に述べられたものの、すなわち第一次資産再評価から一つは、この水増し再評価を防止するための必要な措置としてこれを講じた、こういうことであります。端的に言うならば、その二つの必要な措置、そのうちでいずれが重きをなしておられるか、両方であるとは言つておられますけれども、現実の問題は、それが水増し再評価を防止するための行政措置としてこういうような方途を講じられたのではないか、もう一回御答弁願います。

○原政府委員 これは、せつかくのお尋ねでございますが、どつちを重しとするところ申しかねると思います。両方やはり相当強い理由であつて、両方考えたというふうに申し上げのが正しいのですが、その点を重しといふのではないかと思ひます。

○春日委員 これは私、ずいぶんおかしいと思うのです。と申しますのは、戦争中のインフレーション以前と、インフレーション以後との物件で、やはり評価が違つておるから、それに対して何がしかの負担をしていいだらうというようなばく然とした議論を述べられておるようであります。

○春日委員 かはいと申しますのは、戰争中のインフレーション以前と、インフレーション以後との物件で、やはり評価が違つておるから、それに対して何がしかの負担をしていいだらうというようなばく然とした議論を述べられておるようであります。

たのではないか。私は課税を必要とす  
るその理由は、この一点に集約されて  
しかるべきものではないかと思うが、  
この点はいかがでありますか。

○原政府委員 前のお答えに、もう少し補足して申し上げます。公平論として第一段に申しました各段階、第一、第二、第三の三段階につきま

論を考えますれば、一次、二次はもちらん、三次においても相当の税をとつております。そうして三次は、ただい

まお話しの二十五年ではなくて、二十八年、九年にやつたわけでありますから、その時分の再評価をやつた人と二

十五年以後の取得の者については、すでにそういう時期にかかるておるということとの公平論がござります。それ

から講演所得論についていきまして、これはこまかくなるから略しまして、たが、はつきり申しますれば、二十五年以後の取得の分でありまして、こ

の三次の再評価のとまでは、前のベースまでしか再評価ができない、それでも、前に機会があつたときにやらな

さればできなかつた。で、やらなかつた人がその後取得した資産については、やはり譲渡による取得は再評価前の

ベースでかかっている。それを再評価で洗って若干の評価がえを認める、今回もそのベースに合わすということでありますから、そこでの公平論はぱつこ

りと合うわけで、これはせつかくの重ねてのお尋ねでございますが、どちらを重しとも言いかねる、両方相当重要

な理由だということを重ねて申し上げたいと思います。

の方の公平公論ですね、前に再評価を行なつたものが税金を納めておる、従つて今回やはり再評価を行う場合は、適正な課税を必要とするという、その公論についてお伺いをいたしたいのですが、われわれが調査したところによりますと、これは、あなたの方でも十分調査されておると思うのであります、大法人の実効税率は、三十年度の実績についてみますと、法人税、これは都市銀行では平均二・二八%、貿易商社では一九・一%、鉄鋼は一七・六、電力関係では一〇・四、保険では一六・〇、こういう形に相なつておるわけであります。これは租税特別措置法が別途あまねく講じられておつて、なむかづこれらの大企業が資産再評価を行なつて、減価償却が十分に行なわれておるからである。ところが中小企業の大部分のものは、資産再評価を行なつてないのみならず、租税特別措置法といふものを利用できない、たゞえば百万円の現実価値のある資産を事業の用に供して、それでもつて台帳には大体一万円とか二万円とかいうようないう者とでは、ここに大きな不均衡を生じてきておる。これが、現在この今まで資産再評価をしている者としている者とでは、ここに大きな不公平感を生じてきておる。このような法人税における実効税率の大きな断層となつて現われて参つておるから、これら所得はほとんど仮装は、いうれば再評価をしていないの所得、架空の所得である、要するに現実に必要とする減価償却を行なつて

税を課しておった、こういうことになりますが、この点いかがお考えになりますか。

○原政府委員 再評価をしておらない資産については、おつしやる通りそういうことになつております。まあ仮設の所得というか、取得価額を昔の取得価額で計算したものになつておりません。しかし中小法人、個人でも相当程度はやつておるわけであります。それに税務の実際を言いますれば、年数の短かい資産で、特に中小のものでありますと、一々取得の時期を見て、かつてはもう通貨価値が大体安定してから七、八年にもなりますし、その辺の関係の違いというものは、よほど古い資産に限られる、そういうものについては、再評価しているものが割合多いのですなからうかという考え方を持っております。いずれにしましても、再評価をやらない資産についてはおつしやる通りであります、これは、やはりはつきり再評価をしていただかなければ、実質どうだからというようなことで、そのときどき処理するのではなくて、もめんどうなことでもござりまするし、またはつきりした処置もできないということでありまするので、一次、二次、三次、四次と、今回は四回目の再評価のチャンスも与えるわけですかね、極力それに乗つて再評価をされようにということを私ども要望してい るわけでございます。

衡論を言われましたけれども、譲渡はしないのです。本人が持つておる、その所得が増大するわけではありません。すなわち当該企業の營利目的の用に供するわけであります。そのためには所有権というものは移動しません。ところがこの所有権というものは、評価額が高まつたからといって、本業体に対し固定資産税というものが課税されるのであります。すなわち、この評価額がえによつて所得といふ特別の税でありますから、また評議會は別ではありますけれども、事業の負担となるのは、別途講ぜられておるのだけれども、この評価額が高まつたから、この評価がえによつて所得といふものほどこにも発生しないのです。全然発生しないところにこういふ税金をかけるという均衡論は、私は夢ではないかと思うのです。大体最初金をかけたという目的は、あくまで水増し評価、過大評価というようなものを防止するの措置なので、戦前財産、戦後財産とか、譲渡したものとしかざるものとかいうような均衡論は全く違いますから、私は当然前に設けられたその基礎が違う。譲渡することによって所有権の移動がないということと使用目的に変化がないことありますね、これは明らかに資産水増し、再評価が過大に行われて、カணシングな人が評価がえをやつたり何かすることを防止するというところに極限ありますね、これはおつたものだと思うが、この点はいかがでありますか。

ておりますから、二十五年当時におきましては、日本の経済も戦時戦後を通じてのインフレーションがやっと収束したというところで、そういう考慮が相当あります。その後通貨価値が安定して、だいぶ年がたちますので、おしゃるような感じが強くなるかも、れませんが、やはり全般としてこれからのもうろの財産のたどりきり関係を見ますならば、そこに公平論があるに相当働くなくてはいかぬということことは、私ども現在も考えております。どうしても実務上の理由だけでといて割り切るべきではないかろうと考へる次第でございます。

これは意味が私は全然わからないんだが、もう少しわかるよう御説明願いたい。

○原政府委員 戦前から財産を持つておりました人が、いろいろな形で財産をもつておった、くどいようですが、金錢債権だったら、戦前百万円のものは、今だたら大へんなものであります。そういうものも返してもらうのは百万円だ、それも戦後のいろいろ打ち切り措置というようなことで、なお虐待を受けるというようなことがあつたのは御存じの通りです。それに對しては、片一方の極に実物資産がある。実物資産は、実物資産を持つておるというだけで、もうそういう意味では非常に差がある。その間にいろいろな証券、特に株式というものが位置することになるだらうと思います。そういう意味での公平論は、やはりはつきりあると思います。

&lt;/

上げたいことは、この事業資産といふものは、最終的にその事業のために食いつぶされてしまうものである。再取得を可能とせしめるための償却措置がいろいろと講じられておつて、これがインフレーションというものの一つの関所をくぐつたのだから、それに見合うところの法的措置を講じて、そののがこの法律の趣旨であつて、その法律に便乗をして、たまたまこの六%という税率が賦課されておることの理由を、その必要性を、他の財産との均衡論をそこに挿入するかどとまではよくわかると思ひますけれども、そういうような必要によつてこの税率が定められたものではないと思ひますが、河野さん、あなたは何かこの点について御記憶はありますか。私の議論に、当初の速記録その他を研究してみればよくわかると思ひますけれども、そういうような必要によつてこの税率が定められたものではないと思ひますが、河野さん、あなたは何かこの点について御記憶になることがありますから、一つ参考のために理財局長に伺つてみたいと思います。御見解をお示し願いたい。

○河野政府委員 昭和二十五年当時、私理財局の仕事をしておりませんので、なお勉強も実は不足いたしておりますから、はつきりしたことは申し上げられませんが、今主税局長から申しましたようなことであつたというふうに、私は係の者から聞いております。それ以上のこととは、私ちよつと勉強不足でお答えできません。

○春日委員 そこは記録のあることでありますから、当時の委員会の審議の模様をさらに検討いたしまして、私の所論をさらに整理してみたいと考えます。

そこで、一つ均衡論を、今度は後段の均衡論にもつていきたいと思うのですが、すなわち今回の中小企業に対しても課税しなければならないかどうか、それを前三回の再評価が課税されておるから、今回課税をしないとすることが不均衡である、こういう考え方についての私の見解を述べて、御答弁願いたいと思うのであります。これは、ただいま申し上げました通り、今までこれらの法人は、言うなり二十五年から五、六、七、八、九、十、十一、十二、さらに来年度がありますから、かれこれ九年すでに再評価をしてしまって、そうしてただいま述べたような実効税率で、現実にその大減税がこの資産再評価を完了した企業体については行われておるわけであります。ところが本日ここにいまだなされてしまふと、この二名課税なるものが行なわれてはいなから、従つて減価償却の特典をこうむることができない、従つて、極端な表現かもしれないけれども、仮装的な利益、すなわち自分自体の資産を無為に食いつぶして、不当に食いつぶして、そうして言ふならば、これらの資産再評価をしておるところの企業体に比べて、これははなはだ高度の実効税率、すなわち余分の税金を納めてきた、こういう意味でありますから、本日ここに再評価を行なうとするならば、過去八カ年の実績、九九年の累積というものは膨大なものである。今主税局長の御答弁によりますと、これによつて、資産再評価の税金というものが全部で四億六千万とかうとするならば、過去八カ年の実績、大したものではない、四億六千万円くらいのじやないと思う。今日再評価

を行なつていいところの零細法人たちは、過去八カ年間にわたつてその特典を使つることなく、自分のすりありますが、すなわち今回の中小企業に對しても課税しなければならないかに對しても課税しなければならないかどうか、それを前回の再評価が課税されておるから、今回課税をしないとすることが不均衡であるかというお考えについての私の見解を述べて、御答弁願いたいと思うのであります。これは、ただいま申し上げました通り、今までこれらの法人は、言うなり二十五年から五、六、七、八、九、十、十一、十二、さらに来年度がありますから、かれこれ九年すでに再評価をしてしまって、そうしてただいま述べたような実効税率で、現実にその大減税がこの資産再評価を完了した企業体については行われておるわけであります。ところが本日ここにいまだなされてしまふと、この二名課税なるものが行なわれてはいなから、従つて減価償却の特典をこうむることができない、従つて、極端な表現かもしれないけれども、仮装的な利益、すなわち自分自体の資産を無為に食いつぶして、不当に食いつぶして、そうして言ふならば、これらの資産再評価をしておるところの企業体に比べて、これははなはだ高度の実効税率、すなわち余分の税金を納めてきた、こういう意味でありますから、本日ここに再評価を行なうとするならば、過去八カ年の実績、九九年の累積というものは膨大なものである。今主税局長の御答弁によりますと、これによつて、資産再評価の税金というものが全部で四億六千万とかうとするならば、過去八カ年の実績、大したものではない、四億六千万円くらいのじやないと思う。今日再評価

を行なつていいところの零細法人たちは、過去八カ年間にわたつてその特典を使つることなく、自分のすりありますが、すなわち今回の中小企業に對しても課税しなければならないかどうか、それを前回の再評価が課税されておるから、今回課税をしないとすることが不均衡であるかというお考えについての私の見解を述べて、御答弁願いたいと思うのであります。これは、ただいま申し上げました通り、今までこれらの法人は、言うなり二十五年から五、六、七、八、九、十、十一、十二、さらに来年度がありますから、かれこれ九年すでに再評価をしてしまって、そうしてただいま述べたような実効税率で、現実にその大減税がこの資産再評価を完了した企業体については行われておるわけであります。ところが本日ここにいまだなされてしまふと、この二名課税なるものが行なわれてはいなから、従つて減価償却の特典をこうむことができない、従つて、極端な表現かもしれないけれども、仮装的な利益、すなわち自分自体の資産を無為に食いつぶして、不当に食いつぶして、そうして言ふならば、これらの資産再評価をしておるところの企業体に比べて、これははなはだ高度の実効税率、すなわち余分の税金を納めてきた、こういう意味でありますから、本日ここに再評価を行なうとするならば、過去八カ年の実績、九九年の累積というものは膨大なものである。今主税局長の御答弁によりますと、これによつて、資産再評価の税金というものが全部で四億六千万とかうとするならば、過去八カ年の実績、大したものではない、四億六千万円くらいのじやないと思う。今日再評価

を行なつていいところの零細法人たちは、過去八カ年間にわたつてその特典を使つることなく、自分のすりありますが、すなわち今回の中小企業に對しても課税しなければならないかどうか、それを前回の再評価が課税されておるから、今回課税をしないとすることが不均衡であるかというお考えについての私の見解を述べて、御答弁願いたいと思うのであります。これは、ただいま申し上げました通り、今までこれらの法人は、言うなり二十五年から五、六、七、八、九、十、十一、十二、さらに来年度がありますから、かれこれ九年すでに再評価をしてしまって、そうしてただいま述べたような実効税率で、現実にその大減税がこの資産再評価を完了した企業体については行われておるわけであります。ところが本日ここにいまだなされてしまふと、この二名課税なるものが行なわれてはいなから、従つて減価償却の特典をこうむことができない、従つて、極端な表現かもしれないけれども、仮装的な利益、すなわち自分自体の資産を無為に食いつぶして、不当に食いつぶして、そうして言ふならば、これらの資産再評価をしておるところの企業体に比べて、これははなはだ高度の実効税率、すなわち余分の税金を納めてきた、こういう意味でありますから、本日ここに再評価を行なうとするならば、過去八カ年の実績、九九年の累積というものは膨大なものである。今主税局長の御答弁によりますと、これによつて、資産再評価の税金というものが全部で四億六千万とかうとするならば、過去八カ年の実績、大したものではない、四億六千万円くらいのじやないと思う。今日再評価

○河野政府委員 中小企業がたびたび再評価のチャンスを与えられておりながら、大部分のものがその再評価をいたさなかつた理由、原因と申します点は、春日さんの方がこれはよく御承知であるので、私から申し上げることもないと思いますが、いろいろ理由はあると思います。その理由は、まず収益の状況等から考えて、なかなか資産の再評価をするだけの余裕がなかつたといつたようなこともあります。また一方でごく技術的な問題として、帳簿の組織その他が十分整つてない、従つてそのためには資産というものを正確に把握することが非常に困難であつた。要するに経理がよく整理できていないといったようなこと、いろいろ理由があつたあります。その他の、それもろとも理由があつたと思いますが、それを今主税局長が申し上げましたのは、そのチャンスを利用しなかつたのは利用しないのが悪いのだという意味で申し立てるのではないと考へています。私どももそういうふうに考へていない。それにはそれ相当の理由があつたであろうし、その理由がだんだんほどけていくに応じて、大企業についてもは与える必要のない再評価のチャンスを、中小企業に限つてはもう一度与えることが、全体の政策として適当ではないか。いわば中小企業というものが、そういういろいろな点で出おくれておりますから、大企業に比べて出おくれた者に対してもう一度チャンスを与えてやる、こういう見地から見ておると思います。再評価をしながら、やつはけしからぬのだからほつておけというのだったら、こういう法案は出さないのでありますし、先刻主税局

○春日委員 それは河野さん、久しぶりで国会へいらしたけれども、答弁になりました。私がお伺いしたのは、一度、二度、三度のチャンスが与えられたおつた、しかもそれは大きな特典であった、アリに砂糖を与えるのも、なかつアリが砂糖にたかってこないという点については、よほどの理由がなければならぬ、その理由は一体何であつたか、これを伺いしておるのであります。砂糖にアリがたからなかつたのは、その理由にいろいろな要素があると思うのだ、砂糖の中に青酸カリがまざてある場合もありましよう、その場合は、アリが神通力で、これを食つたら死ぬと思つたからなかつたわけであります。だから、その理由は何であつたと理解されておるか、一度、二度、三度やつて、四度やることも自由であります、これもだめで、五度、六度やる、従つて、今回は一切のアリが砂糖にたかってくるよう、その砂糖の中にある不純物を除去して法律を出さなければ、あらためてここに法律を提出することが意味をなさないのだ。だから、その砂糖にたかないアリの心理、一体これは、砂糖の中にはいろいろな夾雜物があるのであろうか、それは何であると理解分析をされねるか、これを伺いたいと思います。御答弁願いたい。

るようになります。中小企業が再評価できまうということが多いか悪いかの問題は、やはり政策的に判断をすべきであろうと思う。従つて、今度は、先ほども主税局長が申しましたように、税率についても、できるだけの低い税率といふことで、配慮はいたしてあると思います。従いまして、今春日さんのお尋ねのように、できるだけ中小企業が再評価をしやすくするために、どの程度まで全体の仕組みなり、あるいは税率なりというものを配慮するかといふ、非常に言葉が悪くて恐縮であります。が、やはり程度の問題ということになると思います。大蔵省といたしましては、できるだけそういうことを配慮しながら、他との均衡、著しくバランスを失すことなくして、できるだけ中小企業が再評価をやりやすくなるよう、今度の法案ではわかれわれとしては考慮をしたつもりであります。

た方の推定額とはあまりに多く隔たり過ぎます。今日再評価漏れの企業資産といふのは、私はどんなに少く見積もっても、現実には一千億をこえると思うのです。あなたは理財局長いたしましたで、そういう企業資産というものについては、大きな責任をお持ちになつておると思うのです。そういうあなたの推計でも、かれこれ四、五百億になると思うのだが、私たちは、その倍額くらいはあると思っておるのでありますけれども、そういうものが、現在の経済の実態に即して再評価されなければならぬ、これは、企業を不健全な状態にほつておくということは國家の重大問題です。この大政策を効果あらしめるための法律なんですよ。だとするとなるならば、それが四億や四億五千万の税収の事柄に關係をして、その法律の効果が上らぬとするならば、これはあなたとしても重大な決意を持って臨まなければならぬ問題だと思う。今あなたが御答弁になりましたように、今まで三回にわたるところのチャヤンスがあつたにかかわらず、中小企業者があえてそのことをなきなかつた理由は、これはあなたが今述べられたように、要するに償却前の利益というものが中小企業では少な過ぎるということと期待できない、こういう点も一つあるのですね。同時にやはり固定資産税との関係もある。すなわち地方税法の百四十二条には、その標準は、課税対象額を下たる資産の償却の基礎となる価額を下回ってはならないとある。そういたしますと、今回再評価いたしますれば、

今までの固定資産税よりも再評価しただけ余分に固定資産税を払わなければならぬようなさるに重い負担をとらぬ中小企業に加えてくるよう心配等もある。すなわち、これは今申し上げましたように、この砂糖をアリが食うならば、これはやはり自分の命に關係する、自分のからだをそこねてくる、ある。こうしたことからあえて食わないのです。だから、今回企業資本を充実して、企業の健全化をはかり、わけて今回の措置は、中小企業の保護育成ということに政策の目的がありとするならば、これは、やはり中小企業者が百パーセント資産再評価がなし得るよう出さなければいけないのであります。か。こういう立場から、私はこの際主税局長にお伺いいたしたいのですが、今回の中小企業のための資産再評価の法律の中に、二十九年に譲せられた第三次資産再評価のあらゆる特典が今度は全然譲ぜられていないというのには、一体どういう理由でありますか。大企業、大資本に対しては、固定資産税に対する特免措置、あるいは長期にわたる税金の延納措置、いろいろなフェーバーを強いものに対してあまねく講じておいて、今度は弱いものに対して資産再評価を行おうとするときには、これらのいろいろな特典を剥奪しておいて、直ちに税金をかけるといい。ただ中小企業者のためにはもうべんチャансを与えるのだといって、中小企業者はおいそれと乗つてこない、乗つてこなければ何もならない。たゞ中小企業者のためにはもう大へんな税金が加わってくる、と

ういうような青酸カリをませておるような砂糖をアリの習性につけてこんでばかりまくなんて、あまりに陰険、悪らつ、佞奸、邪知ではないか、これは、どういふ意味で今まで与えた特典を中小企業者のためにあえて与えないのですあるか、その理由を伺いたい。

○原政府委員 その点は十分考えておるつもりであります。まずお話しの延納その他の問題は、もうそういうふうな計算をしないで、税率もうんと安くしてあるのだから、二年で納めて下さいということにしてあります。これが非常に複雑な計算を要する。つまり再評価によって償却がふえ、償却がふえたので税金が減るが、税金が減る額よりもよけいに再評価税を納めるので、それを納めます。その納期については、その差額だけ延ばすというのが延納の措置でありますけれども、今は中小企業ということであるからすべてを簡単にしたいことと、一方で税率を非常に安くしてありますから、まあほどの場合でないと、大たいの場合は、再評価をして再評価税は払うが、所得税、法人税はかなり負かる方が多いります。これはほとんど全部の場合といつてよいと思います。そういうようなことを考え、今一申したような計算をしてこまかい額を延納することは、しない方がよいだまです。御案内の通り6%をとったまです。第三次におきましても、強制ベース以外のものは6%をとつておられます。それから強制の場合ないし強

制に準ずる場合、つまり再評価限度額の八割以上再評価をするという場合に個人ではたしか再評価税の税率が四・七%、法人でも三・三、四%になつておつたと思います。そのうち、三次分だけだつたらもつと下りますが、それでも、それらに比較して、二%といふいう税率はかなり安い税率であります。その点で、税の面で相当大きく優遇してあるということは申せると思うます。その他再評価の実施についていろいろなやり方を、あまりめんどくさうにせずに、簡単にやれるようになつたよなやうな、配慮を全般に払つてあるということであつて、決してこれが今までの再評価に比べて酷であるといふ見ましても、法人でしたら、定率法でやれば年に一五%くらいの償却ができるわけですから、再評価で百万円資産の価格がふえるということになりますと、初めての年度には十五万円償却がふえて所得が減る。十五万円減りますと、かりに四割の税率で六万円が負かる。三割五分でも五万何千円と、うことでありますから、先ほど申しましたように、二万円ですから、それも、初めの年度は半分の一万円納めればよろしいといふことになりますから、先ほど申しましたように、二万円の事務的な再評価を行なつて、かつ何らの負担増を

するという優遇であります。それを全部一次から加重平均してみると、それを個人ではたしか再評価税の税率が四・七%、法人でも三・三、四%になつておつたと思います。そのうち、三次分だけだつたらもつと下りますが、それでも、それは一均論といふ、ただだつたとおもて、それらに比較して、二%といふいう税率はかなり安い税率であります。その点で、税の面で相当大きく優遇してあるということは申せると思うます。その他再評価の実施についていろいろなやり方を、あまりめんどくさうにせずに、簡単にやれるようになつたよなやうな、配慮を全般に払つてあるということであつて、決してこれが今までの再評価に比べて酷であるといふ見ましても、法人でしたら、定率法でやれば年に一五%くらいの償却ができるわけですから、再評価で百万円資産の価格がふえるということになりますと、初めての年度には十五万円償却がふえて所得が減る。十五万円減りますと、かりに四割の税率で六万円が負かる。三割五分でも五万何千円と、うことでありますから、先ほど申しましたように、二万円の事務的な再評価を行なつて、かつ何らの負担増を

するという優遇であります。それを全部一次から加重平均してみると、それを個人ではたしか再評価税の税率が四・七%、法人でも三・三、四%になつておつたと思います。そのうち、三次分だけだつたらもつと下りますが、それでも、それは一均論といふ、ただだつたとおもて、それらに比較して、二%といふいう税率はかなり安い税率であります。その点で、税の面で相当大きく優遇してあるということは申せると思うます。その他再評価の実施についていろいろなやり方を、あまりめんどくさうにせずに、簡単にやれるようになつたよなやうな、配慮を全般に払つてあるということであつて、決してこれが今までの再評価に比べて酷であるといふ見ましても、法人でしたら、定率法でやれば年に一五%くらいの償却ができるわけですから、再評価で百万円資産の価格がふえるということになりますと、初めての年度には十五万円償却がふえて所得が減る。十五万円減りますと、かりに四割の税率で六万円が負かる。三割五分でも五万何千円と、うことでありますから、先ほど申しましたように、二万円の事務的な再評価を行なつて、かつ何らの負担増を

するという優遇であります。それを全部一次から加重平均してみると、それを個人ではたしか再評価税の税率が四・七%、法人でも三・三、四%になつておつたと思います。そのうち、三次分だけだつたらもつと下りますが、それでも、それは一均論といふ、ただだつたとおもて、それらに比較して、二%といふいう税率はかなり安い税率であります。その点で、税の面で相当大きく優遇してあるということは申せると思うます。その他再評価の実施についていろいろなやり方を、あまりめんどくさうにせずに、簡単にやれるようになつたよなやうな、配慮を全般に払つてあるということであつて、決してこれが今までの再評価に比べて酷であるといふ見ましても、法人でしたら、定率法でやれば年に一五%くらいの償却ができるわけですから、再評価で百万円資産の価格がふえるということになりますと、初めての年度には十五万円償却がふえて所得が減る。十五万円減りますと、かりに四割の税率で六万円が負かる。三割五分でも五万何千円と、うことでありますから、先ほど申しましたように、二万円の事務的な再評価を行なつて、かつ何らの負担増を

するという優遇であります。それを全部一次から加重平均してみると、それを個人ではたしか再評価税の税率が四・七%、法人でも三・三、四%になつておつたと思います。そのうち、三次分だけだつたらもつと下りますが、それでも、それは一均論といふ、ただだつたとおもて、それらに比較して、二%といふいう税率はかなり安い税率であります。その点で、税の面で相当大きく優遇してあるということは申せると思うます。その他再評価の実施についていろいろなやり方を、あまりめんどくさうにせずに、簡単にやれるようになつたよなやうな、配慮を全般に払つてあるということであつて、決してこれが今までの再評価に比べて酷であるといふ見ましても、法人でしたら、定率法でやれば年に一五%くらいの償却ができるわけですから、再評価で百万円資産の価格がふえるということになりますと、初めての年度には十五万円償却がふえて所得が減る。十五万円減りますと、かりに四割の税率で六万円が負かる。三割五分でも五万何千円と、うことでありますから、先ほど申しましたように、二万円の事務的な再評価を行なつて、かつ何らの負担増を

○春日委員 これは、私は中小企業の租税公課の全体的立場における検討が十分尽されていないのではないかとすら思われます。と申しますのは、この二十九年の第三次再評価に当つては、特に特例が設けられてある、それは、延納の措置と同時に、並行的に地方税法四百四十四条で、だいま申しました通り、すなわちその標準は、課税対象たる資産償却の基礎となる額を下回つてはならないという、この規定の例外措置が講じてあるのです。ところが、今回は中小企業に対してこれが講じてないのです。だから資産再評価が行われれば、固定資産というものは、もつと大きくなります。それに対しても、固定資産をばんとかけてくる、これは固定資産税がもつとふえる、ところが、一方でこの中小企業法人、あるいは中小企業は収益率が少い、これはあなたもよく御承知の通りであります。収益率が少いから償却前利益というものが少いのです。だから、この法律によつて受ける特典といつものは、大企業の場合に比べて少い、軽微なものであります、すなわち所得税法、あるいは人税法によつて受ける利益ははなはだ少くして、一方固定資産税をばんとかけられてくる、こういう形になつて、おかつこに二%の税金をかけるといふことになると、これはおたがいにねじにおびき寄せて討ち取るといふことになるのではないか、これは私がひどい内容を含んでおると申し上げたけれども、それは言い過ぎではあります。特に第三次資産再評価のときに特典を与えるから固定資産税の上において特別の措置を講じて、そしてそういう被害を防除した、ところ

が今回はこれが野放し、固定資産税はどんどん地方税で取られて、そして債前資産が少いところからくると、何ら福音ではない、これはきわめて少い、プラス二%のこの再評価税、こういう形になつてくれれば、中小企業のためには何ら福音ではない、これは大へんな重荷を新しくここに付加する形になつてくる、一体なぜ、この前はこういふ特例の規定があるということは、お話を評価の対象になりますが、これにつきましては、三十三年は、御案内の通り固定資産税の評価を評価がえする時期です。そのときには新しいベースでやるということになりましたが、新しいベースでやるといふことには相なつております。いわばちょうど今回でベースがそろうということにも相なると思います。なお重ねて、もうかるいから、というお話をあります。いかばちょうど今度は評価がえする時期です。そのときには、八年、九年は不況であり、本年度あたりは好況だといつこの一律の概念が、私は根底において大きな誤まりをなしておると思うのです。これは、私が何も資料なく申し上げるのであります。なるほど世をあげて神武景氣だと、手形を出せば、自然その企業の信用が、実際に今回四次の再評価を認めます。その後景気がよくなつてだいぶ利益も出でてきたので、この際やりたいといふことになります。小企業が前回の二十八年、九年といふ時期はあまりよくなつた、だんだんやはり経済がこれだけ拡大し順調に発展しておりますので、これは法人税があたりの統計を見ましても、中小企業の面も相当伸びてきております。おしゃる通り、もう償却すべき利益もないうといふことは問題にならない。

○原政府委員 固定資産の評価について、第三次再評価の際にいろいろな特例の規定があるということは、お話を評価の対象になりますが、これにつきましては、三十三年は、御案内の通り固定資産税の評価を評価がえする時期です。そのときには新しいベースでやるといふことには相なつております。いわばちょうど今度は評価がえする時期です。そのときには、八年、九年は不況であり、本年度あたりは好況だといつこの一律の概念が、私は根底において大きな誤まりをなしておると思うのです。これは、私が何も資料なく申し上げるのであります。なるほど世をあげて神武景気だと、手形を出せば、自然その企業の信用が、実際に今回四次の再評価を認めます。その後景気がよくなつてだいぶ利益も出でてきたので、この際やりたいといふことになります。小企業が前回の二十八年、九年といふ時期はあまりよくなつた、だんだんやはり経済がこれだけ拡大し順調に発展しておりますので、これは法人税があたりの統計を見ましても、中小企業の面も相当伸びてきております。おしゃる通り、もう償却すべき利益もないうといふことは問題にならない。

○春日委員 中小企業においても、二十八年、九年は不況であり、本年度あたりは好況だといつこの一律の概念が、私は根底において大きな誤まりをなしておると思うのです。これは、私は大大阪もよろしい、名古屋もよろしい、九州その他をずっと手形交換所において、中小企業者が発行している手形の不渡り件数が減つておるかえておるかを調べて、そのことを十分に御判断を願いたい。税務署が調べた所得額といつものはだめです、これは苛細化してきました。それは、一兆円内外の財政資金をもつて大企業のための政策が累積されてきたのだから、今日大企業が繁栄することは当然のことだ。ところがこの大企業の傾向を類推して、中小企業も非常に景気がいいといふことになると、企業が倒産するといふことは当然のことだ。ところがこの大企業の傾向を類推して、中小企業も非常に景気がいいといふことになると、企業が倒産するといふことは当然のことだ。ところがこの大企業の傾向を類推して、中小企業も非常に景気がいいといふことになると、企業が倒産するといふことは当然のことだ。

私は必ずしも正しい理論ではないかと思う。もとより中小企業者は、だれしら中小企業が資産再評価をみずから望んでいるとかいうあなたの考え方には、ういうようなときに、収益率が多いから、中小企業が資産再評価をみずから望んでいるとかいうあなたの考え方には、ういう判断は、いろいろな政策を立案されるに当つてきわめて大きな危険をもたらす心配があると思う。これは、私が中小企業問題の総括質問のときに、東京手形交換所について調べた

ことをすることによって地方税が加わつてくれれば、そうしてその二%の税金を短期間に納めなければならぬ、こういうところから、現実にはやつていけないわけです。あなたのところに来る中小企業者は、どうせひどく困った人は来ないので、割合に景気の恩典を受けておるような人たちが来るのですが、どうか一つ、そういう科学的資料を——もちろん私は、東京手形交換所だけについて言つておるので、これ

は大大阪もよろしい、名古屋もよろしい、九州その他をずっと手形交換所において、中小企業者が発行している手形の不渡り件数が減つておるかえておるかを調べて、そのことを十分に御判断を願いたい。税務署が調べた所得額といつものはだめです、これは苛細化してきました。それは、一兆円内外の財政資金をもつて大企業のための政策が累積されてきたのだから、今日大企業が倒産するといふことは当然のことだ。ところがこの大企業の傾向を類推して、中小企業も非常に景気がいいといふことになると、企業が倒産するといふことは当然のことだ。ところがこの大企業の傾向を類推して、中小企業も非常に景気がいいといふことになると、企業が倒産するといふことは当然のことだ。

私は必ずしも正しい理論ではないかと思う。もとより中小企業者は、だれしら中小企業が資産再評価をみずから望んでいるとかいうあなたの考え方には、ういう判断は、いろいろな政策を立案されるに当つてきわめて大きな危険をもたらす心配があると思う。これは、私が中小企業問題の総括質問のときに、東京手形交換所について調べた

で、私が特に非難したいことは、大企業に対してもいろいろな特典を与えておるが、彼らは租税力があるので、そうして収益率はうんと大きいのだ、こういう連中に対しても、いろいろの恩典を与えておる、たしか三十六年度までだつたかと記憶しておるが、延納の特典を与えた、かつ地方税についても、特別の恩典を与えている、それと同様のことがどうして中小企業にできません、まあ実子とまよ子との関係があるかもしれないけれども、池田さんがこういうことを考えられたとするならば、これは重大問題だ。大企業、大財閥のために特典を施した、中小企業者のためには、その与えてあるところの前例を今度は特に剥奪してしまう、これは、本来両方子供だと思つたら、まま子いじめというか、全くひどい仕打といふものは、世論の許すところではないと思う。どうかこの点を十分御検討を願わなければならぬと思つたが、まる子いじめというか、全片方は、この特典行使し得て十分減税が行われており、資本の蓄積も十分に行われておる、片方は、いろいろな意味合いで、本日までその特典行使することができなかつた、従つて、それだけ今まで実際的な正味の利得ではないものを、自分の資本を食いつぶして税金を納めてきておる、この現実は正視していただきたいと思うのです。だとすれば、この二%というものを全然減免して、さらに再評価による特典をあわせて行使しても、私は理論に何らの着目がないと思う、いかがで

ありますか。

○原政府委員

前回この延納を認めた

のに、今度延納を認めないという点を

特に御非難のようですが、もう

そういうことをやらないでも大丈夫だ

年

度

で

あります。

す。

&lt;p

でで大体九千億くらいの金が戦後使われたと思うのであります、今度この五カ年計画を変更されて、新たに十カ年計画を作られたということになります。なぜこの五カ年計画を変更しなければならなくなつたのか、この当初の五カ年計画と実際の進捗状況はどうなつておるのか、この点をまず第一にお伺いいたしたいと存じます。

〔委員長退席、平岡委員長代理着  
席〕

は、昭和二十九年度から道路整備五ヵ年計画を実施いたしております。昭和三十二年度に五ヵ年計画に対して七

○有馬(爛)委員 あなたも御承知のように、公共事業費の中に占める災害復旧費の予算は、約半分にも及んでおると思いますが、今の進捗状況と災害との関連はどのようになつておりますか。

○高野説明員 実は、災害復旧の関係者は所管外でございまして、よく承知しないのでございますが、災害復旧は、過年度については大体片づきつつあることは申し上げられます。

○有馬(輝)委員 知らないから今まで  
いな答弁をされるのだろうと思ひます  
が、あなたが言うように、災害復旧は  
ちつとも片づいておりませんよ。問額は  
は、なぜこの五ヵ年計画を変更せざる  
を得なくなつたか、この理由について  
明らかにしてほしいと思ひます。

○高野説明員 二十九年度からやつて  
おります五ヵ年計画は、ただいま御説  
明申し上げましたように、大体予定通り  
り進んでおるわけでござります。しか

し、我が国の道路の現状からいたしまして、五ヵ年計画の程度では、道路の整備が交通需要に対してとうてい応じ切れないと、いうことがいえるわけでございまして、三十三年度あたりから、五ヵ年計画よりさらに大きい規模で、新しい十ヵ年計画を始めたいたと思つております。

○有馬(輝)委員 わずか五年の間に、この五ヵ年計画では応じ切れないといふような計画を立てられて、それで建

設省としては膨大な国の予算を使う、國民に対し、それで申しわけ立つと思ひますか、その点、どうなんですか。

○高野説明員 まことにごめんとも思います。ことで、遺憾にたえないと思います。  
しかし二十九年度に五ヵ年計画を作りましたが、当時の交通量の推定をいたしましたが、これに対して、その後私どもの見積り以上に交通量がふえていくこと、これが言えるのじゃないかと想います。

ながら、實際には一千億もあつたらしいことであるが、大藏省自体がそういうことをやつておるから、建設省あたりがそういう見込み違いをするのも、まだやむを得ぬかもしけれども、問題は、今度の十カ年計画が、先ほど立てられた五カ年計画と同様に、簡単に変えられる、しかも国の膨大な予算がそれに使われていくということであつては、これは国民に対しても申わけがないので、今度の十カ年計画の

○ 高野説明員 十ヵ年計画について  
要とするのか。これは、今度の揮発油  
税の増徴と非常に大きな関連が出てく  
るので、その費目についての財源をどう  
のよう見込んでおるのか、この点を  
大蔵省と両方から御説明願いたいと申  
います。

では、たまに申し上げました通り現在検討中でございます。これを立てますのには、経済企画庁で現在やつて

おります。作業——総生産の伸びの目  
方、あるいはこれによりまして生ずる  
交通需要の関係を十分検討しております。

して、且下作業中でございます。しかし、これは私どもの要素として持たされた数字が一つございます。その要素として持ちました十カ年計画の費用は、約一兆七千億であります。しかし、これはまだ大蔵省の方とも話がございませんが、この程度の事業をやりますと、日本の道路が交通量に応するだけの整備ができるのではないか、こういうふうに考へておりますが、財源等につきましては、まだ大蔵省の方と話し合ひがつてゐらない状況でござります。

○有馬(輝)委員 そうすると、昭和三十二年度から始める十年計画について、最も具体的な策ができない、それで、ガソリン税だけは前もっていただいているわけですか。

○高野説明員 ただいま私の言つておられます道路整備計画は、昭和二十六年度にいたしました、道路整備費の財源等に関する臨時措置法によつて仕事やらしてもらつております。

○有馬(輝)委員 どうも答弁がおか

い。道路局長に伺います。今課長の説明によると道路整備計画の十ヵ年計画は、今までおらぬけれども、揮発油税はいただきましょうということなんですが、この財源の関係はどうなっていますか。

画に基いておりましす。本年度の予算案で、この五ヵ年計画は、大よそ計画通りいけるだけの予算がつけられたわけ

であります。ただこの五ヵ年計画にござましては、最近の道路交通からいきまして、道路の整備が従来の規模あるまことに、一歩も二歩も前に進んでお

新しい構想で、規模も増大して実施する必要が出て参りました。そこで新たな十カ年計画というようなものを、だいま検討いたしておるわけでござりますが、三十二年度の実施は、從来五ヵ年計画を計画通り実施するといふ予算でございまして、内容につきましては、さらにも検討いたすことになります。

八十キロくらい、その他主要な地方  
路を、合せまして、二万八千キロくらい  
を十カ年でやりたいというような計  
画らしい、それには一兆何千億の予  
算を考えておられるらしいけれども、  
今お尋ねしたのですが、五カ年計画  
十カ年計画に変更せざるを得なかつた  
根本的な理由はどこ辺にあるのか  
当初の五カ年計画といふものはそ  
ほどすさんなものであつたのかどう  
か。その点についてお伺いしたい。

○富権政府委員 十九年計画を考えておりますが、五ヵ年計画の残りは、その十ヵ年計画に組み入れて実施いたしたい考えであります。三十二年度の予算で、従来立てました五ヵ年計画は大よそ計画通り実施でるのでございまが、ただ内容につきましては、たとえば鉱工業地帯の道路の整備、あるいは

は首都圏への通勤の専門的な立場で、北開発のための道路整備というようなことで、地域的にも重点の置き方を変

えなければならぬ点がござりますし、また道路の種別に応じましても、重点の置き方を変えなければならぬ点がありますので、これらの点は、改正にて

はすであります。それと同時に、やはりこれは税法上の目的税じゃないけれども、その性格自体は全く目的税なんですね。目的税というものは、予算の規模が拡大するにつれてどんどんふくれ上っていく、そうしてその負担が一部の者にしわ寄せさせられるので、増徴の際にはよく考えなければいかぬといふ論議は、建設委員会でも十分なされたります。当初のこの論議がだんだん変ってきておるそのゆえん

はどこにあるのか、それでいいと思つておるのかどうか、この点をお伺いいたしたいと存じます。

○富権政府委員 五ヵ年計画が立てられましたときには、ガソリン税相当額とその他の一般財源を入れまして、これで計画されております。もつとも閣議決定されたものは、五ヵ年計画で実施いたします事業の量だけでござりますが、その裏に考へられましたものは、先ほど申し上げましたような考え方で、財源を考へておつたわけでございます。そこで、十ヵ年計画というように移ることになりましたと、財源的にも非常にふくらむわけでござります。その中に、当然揮発油税相当額と一般財源とが考へられなければならぬと思うのでございますが、その率等につきましては、なかなか理論的に出るものでもございません。しかしこれといった点からこの率をきめるべしとするわけではございませんが、十ヵ年計画の実施は、一般財源とも合せてする必要があらうと、従来の経緯に従いまして考へるわけでござります。

○有馬(輝)委員 別な角度から。今度十ヵ年計画の第一年度として大蔵省で提示されたのですか。

○富権政府委員 建設省で立てました十ヵ年計画に基いて予算の要求をいたしましたがといつたようなことでは、な

かなか国民諸君の納得をいただくわけがもので、固まつたものではないわけでございますが、予算の要求をいた

しましては、その十ヵ年計画に基いて要求いたしたのでござります。

○有馬(輝)委員 そうすると、約半額くらいは削られたわけですが、十ヵ年計画を十ヵ年で完遂するためには、結

局明年度以降にしわ寄せすることになりますが、明年度もその予算を削られるとい

うことになると、どういうことになつていくのですか。

○富権政府委員 前に申し上げましたように、十ヵ年計画はまだ試案の域を出ないわけあります。私どもといった

しましては、三十三年度からはこの実施をいたしたいと考えでございますが、

その際には、十分財源の裏づけを考えて計画を立てる必要があらうと考えております。

○有馬(輝)委員 そうすると、その財源の裏づけには、これは大蔵省にお聞

きすべきかもしれないが、あなた方はどういった点を見込んでおられるのですか。

○富権政府委員 ガソリン税相当額が見込まれておるのは当然でござります

が、なおそのほかに、一般財源も入れて計画いたしたいと考えております。

○有馬(輝)委員 一兆七千億に及ぶ道

路整備十ヵ年計画で、ガソリン税もも

う目の前にぶら下つて目が見えなく

なつておるというのが、道路局長の実感じやないかと思う。しかも今までの

五ヵ年計画は、非常にすさんでございましたがといつたようなことでは、な

かなか国民諸君の納得をいただくわけ

がもので、固まつたものではないわ

るお伺いしたことがありますけれど

も、やはりそこら辺については、あなた

た方は大蔵省に対して予算を要求する立場にあるんだから、大蔵省が幾ら安易な道をとろうとして揮発油税だ

くらいいは削られたわけですが、十ヵ年

揮発油税だと言つたって、それを押え

るだけの力を持つてほしいと思う。大

蔵省と一緒にになって安易な道を歩いておったんじゃ、一部の人たちの大きな不満を買うだけに終ると思いますの

で、富権さんは道路上全生命を打ち込んでおられる方でありますから、ぜひ

この点は、明年度以降の問題としても十分頭に入れておいていただきたいと

思ひます。立てられた計画について思ひます。立てる計画につけたは、私たちも全面的に賛成であります

し、そいつた点から、今私が申し上げましたことは十分頭に入れておいて

いたいて、さらにつこの十ヵ年計画について、建設委員会でいろいろお伺

いたしたいと思います。

次に、原さんにお伺いいたしたいと

存じますが、臨時税調査会で取引高税を施行した方がよろしいという答申

がなされたのであります。その中で、揮発油税だけを特に取り上げられ

た理由についてお伺いしたと思ひます。

○原政府委員 おっしゃる通り、臨時

税制調査会で売上税の問題をだいぶん

検討されまして、ただ結論は、この問

題はわが国の間接税体系を整える上に

重要な問題であるけれども、なお今回

は結論は出ない、慎重に研究すべきだ

といふ結論になつておられます。調査会

の答申が、間接税体系全般につきまし

て、売上税も含めて検討された結果、

物品税を中心として間接税体系のバランスを整える、そして直接税における減税の財源も生み出すという線であつたわけあります。その中の揮発油

税に関します部分は、単に税負担の

増収の見地よりも、やはり道路整備の必要性とからんでの線で御判断をされ

たよう答申になつておられます。従いまして、調査会は、道路整備の必要性、もちろんそれは一般財源との関連

をも考え合せまして、適当なところできめよう答申になつたわけあります。従いまして、調査会は、道路整備の必要性、

も、そのほかのものほどのようなもの

を考えられたのですか。

○原政府委員 間接税の面で調査会の中心になつておりましたのは、

御承知の通り物品税系統でございま

す。その分野で、新しい品目を選んで

ことから、例外的などうしてもこれが

あります。私ども間接税全般について

は、自然増収も相当多いというような

ことから、例外的などうでもこれが

あります。私ど

のが重複いたしておると思うのであります。揮発油税を初めとしまして、地方道路税、それから道路損傷負担金、あるいは受益者負担金、道路改修協力費、それから取引税と、あげれば切りがないほど公租公課が重課になつておると思うのですが、この点について、ほかの産業と比較検討された結果がありますか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

調べましたところの数字として持つておるものでござります。

○有馬(煙)委員 その点については、午後あとで詳しく数字でお伺いしたいと思いますが、午前中はあと一間にします。

昨年の十二月三日に衆議院の運輸委員会、それから参議院の運輸委員会で十二月の四日に決議をいたしておることは御承知の通りであります。とにかく道路整備については、国費をもって支弁すべきであつて、これ以上揮発油税を増徴してはならぬということを衆参両院の運輸委員会で決議をいたしておるわけなんです。にもかかわらず今回増徴される、本会議で結論が出来なければ、あるいは法律でなければ、各委員会の決議なんかを無視してもよしいんだというような考え方立ったのか、その根拠についてお伺いしたいと思います。

○原政府委員 両委員会で御決議がありましたがことは、私どもよく承知しております。先ほど来お話をありましたように、道路整備の必要なことはもう絶対必要で、これはだれも疑うものはないございません。その財源を何とかせねばならない。一般財源から出せ、出したいという気持は私ども持っております。そこで、いろいろそういう面での検討をいたしましたが、御案内の通り、一方で減税自体も道路整備にまさることも劣らぬ政策でありますし、またその他の歳出の面においても御要望が多いということは、御存じの通りであります。そこがなかなか窮屈である。それではガソリン税というものがあるが、ガソリン税を増徴することの

を得ない建前になつたわけでござります。その面で検討いたししてみますと、ガソリン税を百億円増徴して、それを道路の整備改良につき込みますと、道路の寿命を全部平均して十五年と見て、その間に自動車を走らせる人の受ける利益はどのくらいかと見ますと、自動車の台数がふえない、また輸送量、交通量もふえない、こういうことはあり得ない仮定であります。ところが、応そういう仮定をとっても、百億の倍の二百億が利益になつて返ってくるという数字が出て参りました。そういう増を見ますれば、おそらく四、五倍になるのではないかと思います。そういうようなことがございまして、最近には自動車が特に整備改良をするといふのは何のためかといいますと、自動車のための道路、道路は、いわば自動車の面では専用道路ということもあっておる状態だから、それだけ利益も多いということであるならば、しばらくガソリンを使う人たち、結局それは最終消費者たる乗客なり貨物なりにある程度は転嫁されるということになつてあります。が、間の運輸業者の利益がそれだけ大きいのならば、当初は全部吸収し得ないにしても、すぐには吸収し得るようになるであろう、終りの方になれば、むしろ輸送が合理化されて運賃が下つてくるということにして、ただいまの数字はあるわけですから、そういうことであるならば、そこで負担していただく理屈の一つがありはないか。翻つて他国のガソリンの価格、それからその中ににおける税のウエートというようなものを見まして、世界において日本の価格なり税の

とかいう少數の非常に豊富にガソリンを持つておる国と比べて若干高いだけで、一般的の国よりもはるかに低いといふ数字もござりますし、大へん憎らしく聞えて恐縮でございますが、一般の財源もなかなか苦しいので、この際、そういうようなことで全般くるめてやつたらどうだろうというような結論になつた次第でございます。

○有馬(輝)委員 その受益者がだれであるか、また税率が安いか高いかといたることにつきましては、この前に神田君に対する答弁と同じような答弁ですが、それに問題があるので、私はよく質問いたしておりますが、これはまた別な問題です。

私は、運輸委員会ではやはりいろいろな面を検討されて、そういうことが予想されたからあの決議案を出した、それを踏みにじられた大蔵省の憎たらしい気持に対して義憤を感じておりますので、そこ辺についてまずお伺いしたいと思うのです。この受益者の問題、それから税率の問題についてはあとからまたね伺いしますから、その点だけにポイントをしづらって答弁していただきたい。

○原政府委員 御決議の通りにいかないというのは、大へん心苦しいわけでありますけれども、ただいま申し上げましたことがやはりお答えになるとと思います。道路整備が必要だ、何とかしたいという気持でやりましても、やはり一般財源にも限りがあることですから、そこはみんな力を持ち合い、相寄り相助けということで、受益の関係をその他考えますと、そういうようなことがあります。考えられるんじゃないかということ

われますと、それだけアウェトで、何も申しわけない、相済みませんと申し上げるほかないのです。が、気持を申し上げますとそういうことでござりますので、一つ御了承願います。

○有馬(輝)委員 あととの問題については、午後質問いたします。

○平岡委員長代理 午前の会議はこの程度にとどめ、午後二時より再開することとし、暫時休憩いたします。

○有馬(輝)委員 午後一時十二分休憩

午後二時二十分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

とん税法案外九法律案を一括議題として質疑を続行いたします。有馬輝武君。

○有馬(輝)委員 道路局長にお伺いいたしたいのであります。午前中も、私は、今度の道路整備十カ年計画並びに五カ年計画と、前の五カ年計画に関連いたしまして、災害復旧の問題についてお伺いいたしたのであります。戦前の公共事業費中に占める災害復旧費の割合は、一五%程度だったものが、戦後は五〇%にも及ぶような状況になつてきております。この点については、いろいろそのよつて来たる原因についても議論があろうかと存じますが、膨大な国の予算を使いまして、先ほども私が申し上げましたように、総予算に占める割合が一五、六%にもなつておる、この公共事業費の経済効果を最高度に發揮させるためにも、災害復旧にに対する考え方、それに対する措置を十分に考慮に入れておかなければ、さいの川原と同じだという結論が出てくる

と思うのでございますが、この点について、道路局長のお考へをお伺いしたいと思ふのであります。災害復旧費といふのは、企業で言ひますと減価償却費にも相当するもので、何も新しい価値を生まない、ですから、この問題をお伺いがしろにいたしますと、やはり大きな問題が残るうかと思いますので、この点について建設省としての考え方をお伺いしたいと思います。

○富樫政府委員 災害復旧は、道路の災害復旧でありますと、建設省におきましては河川局が所管いたしておりますが、災害に関する考え方、まさに先生の言われる通りであると考えます。道路整備費の中には、災害関連事業費というものがございますが、この災害関連事業費は、まさに先に生の言わる通りであります。道路整備費の中には、災害関連事業費といふのがございますが、この災害関連事業費は、災害復旧をするに当りまして、たとえば橋について申し上げますと、木橋を元のような木橋で復旧いたしましても、また再度災害を受けることになりますので、このような橋につきましては改良をいたしまして、永久橋にする必要がございます。そのために使う費用に災害関連事業費がござります。それで、災害を道路の面で考えますと、橋梁が最も災害を受けておるのでございますが、道路整備におきましても、木橋はできるだけ早く永久橋にかけかえるという趣旨で計画いたしておるわけでござります。

○有馬(輝)委員 木橋を永久橋にかけなければならないんだというようなことは、十ヵ年計画の基本がどこに

置かれるかということもわからないであります。お伺いしたく思ふのであります。災害復旧は、道路の災害復旧でも河川局が所管いたしておりますので、その点を申し上げますので、その点を申し上げましたので、その点を申し上げます。たわけでございますが、しかし災害に対する道路局の考え方を、一般的に先ほど申し上げたわけでございます。そののみならず、海岸沿いの道路あるいは川沿いの道路等につきましては、災害を受けないよう新しく計画として考えていくつもりであります。この災害関連事業費はどうも抽象的で話になりません。なお多岐にわたる点について、本委員会の限界を越えると思いますが、やはり建設委員会等で、もうと十ヵ年計画を立てられるなら立てられるらしく、災害復旧に対しても根本的な施策というものを、たとえば具体的例として申し上げますが、国と地方財政との関連補助率はどの程度にすべきであるとか、いろいろそちら辺についても具体的な計画をもつて御説明ありたいと思うのです。

〔委員長退席、横錢委員長代理着席〕

首をかしげておられます。その点については、建設委員会でお伺いいたしましたから、次に地方財政との関連についてお伺いいたしたいと思います。二月五日現在でも十八府県、五百五十五市町村というものが赤字団体で、いわば運営治産者みたいなものです。これらの団体は、当然建設省で道路整備の計画を進めていかれる、十ヵ年計画を示し願いたい。私はそういった意味で御質問申し上げておりますから……。

○富樫政府委員 先ほど申し上げましたように、災害復旧に関しましては、道路の災害復旧でも河川局が所管いたしておられます。たわけでございますが、しかしながら、新規事業については押さえ立たれるとすれば、それなりにそれに対応したところの事業を行なつていかなければならぬと思うわけです。

今でさえも、新規事業について押さえ立たれるとすれば、それなりにそれに対する道路事業を行なつて、皆さんがこの計画を進捗させることであります。そこで、皆さんがこの計画を進捗させることであります。たゞ、今でさえも、新規事業について押さえ立たれるとすれば、それなりにそれに対する道路事業を行なつて、皆さんがこの計画を進捗させることであります。

○有馬(輝)委員 どうも抽象的で話になりますが、國の援助、これを考えておられるか、いわゆる地方団体がこれらの事業をどのようにしたならば、皆さん方がこの計画を進捗させることであります。たゞ、今でさえも、新規事業について押さえ立たれるとすれば、それなりにそれに対する道路事業を行なつて、皆さんがこの計画を進捗させることであります。

○富樫政府委員 道路事業に対しまして地方の負担する分が、三十二年においても七十五億ほど三十一年度にきましても増しておるわけでござります。

○有馬(輝)委員 赤字団体はどうなりますか。

○富樫政府委員 赤字団体につきましては、道路の負担につきましては、道路の

面に關しましては、地方道路税及び軽油引取税がございまして、この分が道

路に当たられなければならぬわけでござります。三十二年度から地方道路税

も、また軽油引取税も増すよう伺つておるわけでござりますが、これら

を考へますと、この道路事業費におきまして地方が負担する分につきましては、増額する分で大分まかなわれよう

かと考へられるわけでござります。

○有馬(輝)委員 木橋を永久橋にかけかえるといふのは、増額する分で大分まかなわれよう

かと考へられるわけでござります。

○富樫政府委員 一級国道、二級国道について申し上げますが、一級国道につきましては、三十二年の三月末、すなはち三十二年度末で舗装される延長

は全体の三一%、二級国道では一二・三%であります。これをわれわれの素

案であります十ヵ年計画において、その十ヵ年計画が実施されました後におきましては、一級国道が一〇〇%、二級国道が三三・九%、このように計画

いたしておられます。

○有馬(輝)委員 今のは、まさか前の五ヵ年計画みたいにならないでしょ

○富樫政府委員 五ヵ年計画は、前に申し上げましたように、本年度の予算で大体計画通りに進捗いたしておるわけでございます。

○有馬(輝)委員 先ほどは七二%といふことだったんですよ。

○富樫政府委員 七二%で、もう一年残つておりますので、一〇〇%を持つてきたい考えでございます。十ヵ年計画につきましても、財源の裏づけ等を確立いたしまして、計画通りに実施いたしたい所存でございます。

○有馬(輝)委員 次に、原さんにお伺いいたしたいと思います。先ほど臨時税制調査会の答申の中で、特に揮発油税だけを取り上げられた理由については、やはり御答弁にならない答弁をされておりましたけれども、いま少し違つた観点からお伺いしたいと思うのですが、間接税と直接税との割合については、やはりこの前池田大臣が横山君の質問に対して答弁されたような考え方を今後も持続されるのかどうか、この点についてお伺いしておきたいと存じます。

○原政府委員 間接税と直接税との租税收入中のウエートの問題についてのお尋ねでございますが、ちょうど今回の三十二年度の予算で、国税について申しますと、専売益金を、含めまして、両者がちょうど半々くらいということに相なっております。まあこの辺のところが大体いいバランスだということを、大臣も先日お話しになつたのとおりですが、この問題は、そのときのときの税負担が全体としてどれだけ重いかという問題ともからむ問題だと思います。従いまして、財政需要が減つて参つて負担全般が減るという場合と逆に、ふえて参るというような場合

合でも、場合によってこの比率の問題は、やはり相当な影響が参ると思いまして、そういう点を別にいたしますれば、ただいままでのところで、やはり何といつても税全体で大きな問題は、直接税が重過ぎるということから、なかなか申告も十分に参らない、税務の執行の方も、直接税といふのは各法人の所得を調べるということで、これはなかなか困難な問題であります。

一方で、重い税法というものがあります。

執行の方も、直接税といふのは各法人の所得を調べるということで、これはなかなか困難な問題であります。

一方で、重い税法というものがあります。

執行の方も、直接税といふのは各法人の所得を調べるということで、これはなかなか困難な問題であります。

一方で、重い税法というものがあります。

執行の方も、直接税といふのは各法人の所得を調べるということで、これはなかなか困難な問題であります。

一方で、重い税法というものがあります。

執行の方も、直接税といふのは各法人の所得を調べるということで、これはなかなか困難な問題であります。

一方で、重い税法というものがあります。

執行の方も、直接税といふのは各法人の所得を調べるということで、これはなかなか困難な問題であります。

一方で、重い税法というものがあります。

執行の方も、直接税といふのは各法人の所得を調べるということで、これはなかなか困難な問題であります。

執行の方も、直接税といふのは各法人の所得を調べるということで、これはなかなか困難な問題であります。

執行の方も、直接税といふのは各法人の所得を調べるということで、これはなかなか困難な問題であります。

執行の方も、直接税といふのは各法人の所得を調べるということで、これはなかなか困難な問題であります。

ことなのであります。そういうふうに見ますと、結局はそれが運賃のコストになるという必然的な因果関係もあることなので、ガソリン税、地方道路税が実質的に道路のための目的税のようになって、それが全部そがれるという制度があり、そうして五年ぐらい前に比べて、道路の事業費は、本年でも三倍以上に伸びておりますし、今後も急速に伸びるだろうと思うのであります。が、そういうふうに道路をよくする、結局それは運送のためのコストだ、ガソリン税が実質上全部目的税になつているのだから、ある程度そういう面で負担をお願いするというようなことも十分考え得るのじゃないか、各國ともそういうようなことをやっておるのは御存じの通りであります。いろいろ申しましたが、やはりこれだけ道路が悪いというところからいろいろな方面でがまんをしながら、また力を出し合ひながらやらなければならぬわけではあります、この程度のことはやつていただいて、その結果、若干運賃にね返つて影響があるかもしれません、また収益に影響があるかもしれないけれども、一方では、それによってますます道路がよくなり、自動車輸送がふえるというようなことでありますので、自動車業界とされても、非常に末広がりの実態の上に立つておられるので、何とかこの際この程度の負担はしてもやつていただきたいという考え方でお願いしておるような次第でございます。

○有馬(輝)委員 原さんはえらく結論を急がれるようであります、その結論にいくまでには、いろいろ問題があります。まず第一に、今企業の収益を、一般が三・九%、自動車が七・二%

というような御答弁でありましたが、それは交通事業の営業収入に対する営業費の占める割合をどういう工合に見ておられますか。収益の問題をあげられましたが……。

○原政府委員 ただいま申しましたが、ペーセンテージは、営業収入に対しまが九六・一、ところが自動車業の場合は、一〇〇に対し経費が九二・八程度だというふうな計数を私ども承知いたしましたと、それに対する経費、支出たしておるわけであります。これは法人企業統計によるものであります。従いまして、全企業では営業収入を一〇〇とい度だというふうな計数を私ども承知いたしましたと、それに対する経費、支出たしておるわけであります。これは法人企業統計によるものであります。従いまして、全企業では営業収入を一〇〇とい

度だといふうな計数を私ども承知いたしましたと、それに対する経費、支出たしておるわけであります。これは法人企業統計によるものであります。従いまして、全企業では営業収入を一〇〇とい度だといふうな計数を私ども承知いたしましたと、それに対する経費、支出たしておるわけであります。これは法人企業統計によるものであります。従いまして、全企業では営業収入を一〇〇とい

度だといふうな計数を私ども承知いたしましたと、それに対する経費、支出たしておるわけであります。これは法人企業統計によるものであります。従いまして、全企業では営業収入を一〇〇とい度だといふうな計数を私ども承知いたしましたと、それに対する経費、支出たしておるわけであります。これは法人企業統計によるものであります。従いまして、全企業では営業収入を一〇〇とい

度だといふうな計数を私ども承知いたしましたと、それに対する経費、支出たしておるわけであります。これは法人企業統計によるものであります。従いまして、全企業では営業収入を一〇〇とい度だといふうな計数を私ども承知いたしましたと、それに対する経費、支出たしておるわけであります。これは法人企業統計によるものであります。従いまして、全企業では営業収入を一〇〇とい

度だといふうな計数を私ども承知いたしましたと、それに対する経費、支出たしておるわけであります。これは法人企業統計によるものであります。従いまして、全企業では営業収入を一〇〇とい度だといふうな計数を私ども承知いたしましたと、それに対する経費、支出たしておるわけであります。これは法人企業統計によるものであります。従いまして、全企業では営業収入を一〇〇とい

度だといふうな計数を私ども承知いたしましたと、それに対する経費、支出たしておるわけであります。これは法人企業統計によるものであります。従いまして、全企業では営業収入を一〇〇とい度だといふうな計数を私ども承知いたしましたと、それに対する経費、支出たしておるわけであります。これは法人企業統計によるものであります。従いまして、全企業では営業収入を一〇〇とい

度だといふうな計数を私ども承知いたしましたと、それに対する経費、支出たしておるわけであります。これは法人企業統計によるものであります。従いまして、全企業では営業収入を一〇〇とい度だといふうな計数を私ども承知いたしましたと、それに対する経費、支出たしておるわけであります。これは法人企業統計によるものであります。従いまして、全企業では営業収入を一〇〇とい

だいぶ違うということをお考へ願わなければいいかぬと思います。直接税の場合は、なるほど日本の税負担は何パーセントだ、アメリカ、イギリスは高い、これは事実そうであります。ところがそれは所得の大きさが違うだから、そんなアメリカのように高い一人当たりの國民所得を与えてくれれば、二割五分でも三割でも負担しようという人が人情だろうと思います。ところが間接税になりますと、国民所得が低いから、間接税の負担が低くなくてはいかぬということに直ちになるかどうか、もちろんそういう面もござりますけれども、國民所得に比例してそれが動かなければならぬというようなものではないと思います。かえって国際的に比較いたします場合は、やはり税をかけた結果の値段そのものがバランスかとれているかどうかといふことが、めどになりますせぬかといふような感じがいたします。そこで

○有馬(耀)委員 今の御答弁で、問題が二つあると思うのです。私が先ほど所得に対する十倍だから、ガソリンの値段も十倍でいい、あるいはガソリン税も十倍でいいというような議論をいたしまして、これがめちゃくちゃなことになるわけで、それで負担のバランスがとれるというようなことは、やはり税をかけているから、やはり間接税では、二割五分でも三割でも負担しようという人が人情だろうと思います。ところが間接税になりますと、國民所得が低いから、間接税の負担が低くなくてはいかぬといふことになります。安いが、國民所得が三分の一だから、値段は三分の一にならなければならぬといふような感じがいたします。かえって国際的に比較いたします場合は、やはり税をかけた結果の値段そのものがバランスかとれているかどうかといふことが、めどになりますせぬかといふような感じがいたします。そこで

○有馬(耀)委員 今お尋ねいたしましたが、この程度の増税をいたしましても、国際的なバランスが破れるということはないんじやあるまいかと私どもは考えておる次第でございます。

○原政府委員 それは同じでございません。なぜかといいますと、ガソリンの代価が運賃のコストの重要な部分になります。結局アメリカの場合に、ガソリンの値段が十倍するなれば、運賃もその部分は十倍高くなるということです。やはりそういうのはアメリカとしても好んでありますし、また、日本は非常に高くなつておるわけであります。しかも、御承知のように、アメリカは、ガソリンを使って国際競争をする場合に、とても立ち行かないといふようなことになつてくるだろうと思います。やはり間接税では、税をかけた結果の価格が、特に国際的な競争の面にさらされるものにあっては、絶対額であるバランスがこれるというふうなことをねらわなければいかぬというふうになります。この面では、國民所得に照らしてどうといふことをあまりに強くお考へになるのはどうい

うか。先ほど申しましたような数字でいいましても、現在日本は、小売価格合は、なるほど日本の税負担は何パーセントだ、アメリカ、イギリスは高い、これは事実そうであります。ところがそれは所得の大きさが違うだから、そんなアメリカのように高い一人当たりの國民所得を与えてくれれば、二割五分でも三割でも負担しようという人が人情だろうと思います。ところが間接税になりますと、國民所得が低いから、間接税の負担が低くなくてはいかぬといふことになります。安いが、國民所得が三分の一だから、値段は三分の一にならなければならぬといふような感じがいたします。かは三百六十円のレートで国際競争をしておるわけですが、とてもそれは彼らのバランスは傾向としては変らな

い、日本の方がやはり安いということになります。安いが、國民所得が三分の一だから、値段は三分の一にならなければならぬといふような御議論ではないと思います。そういう御議論ではないようなことになつております。安いが、國民所得が三分の一だから、値段は三分の一にならなければならぬといふような御議論ではないと思います。そういう御議論ではなくて、まあ貧しいんだからなるべく低くというお氣持はわかりますけれども、この程度の増税をいたしましても、国際的なバランスが破れるということはないんじやあるまいかと私どもは考

えておる次第でございます。

○有馬(耀)委員 その自動車の運送、特にトラックその他の占める割合を考慮した場合にも、やはり同じことをおっしゃるのですか。

○原政府委員 それは同じでございません。なぜかといいますと、ガソリンの代価が運賃のコストの重要な部分になります。結局アメリカの場合に、ガソリンの値段が十倍するなれば、運賃もその部分は十倍高くなるということです。やはりそういうのはアメリカとしても好きでありますし、また、日本は非常に高くなつておるわけであります。しかも、御承知のように、アメリカは、ガソリンを使って国際競争をする場合に、とても立ち行かないといふようなことになつてくるだろうと思います。やはり間接税では、税をかけた結果の価格が、特に国際的な競争の面にさらされるものにあっては、絶対額であるバランスがこれるというふうなことをねらわなければいかぬといふふうになります。この面では、國民所得に照らしてどうといふことをあまりに強くお考へになるのはどうい

うか。先ほど申しましたような数字でいいましても、現在日本は、小売価格合は、なるほど日本の税負担は何パーセントだ、アメリカの場合は大きく違つて、國民所得の比率によって、その国の為替相場がくずれるというふうな力が働くことになるんじやないかろうか。國民所得の比率によって、その国の為替相場がくずれるといふふうな感覚は確かに必要だと思いますけ

どおっしゃるのですか。

○原政府委員 私どもは、たとえばガソリン税の税負担を比較する場合に、議をしているのじやなくして、いわゆるバス、トラックの利用者の率が、アメリカの場合とは大きく違つて、國民所得の比率によって、その国の為替相場がくずれるといふふうな感覚は確かに必要だと思いますけ

るバス、トラックの利用者の率が、アメリカの場合とは大きく違つて、國民所得の比率によって、その国の為替相場がくずれるといふふうな感覚は確かに必要だと思いますけ

るバス、トラックの利用者の率が、アメリカの場合とは大きく違つて、國民所得の比率によって、その国の為替相場がくずれるといふふうな感覚は確かに必要だと思いますけ

見てみますと、日本は五万八千五百七十五円、フランスは二十一万六千四百九十六円、イギリスは二十二万三千七百六十八円、アメリカのごときは五十二万九千五百六十円というような工合になつておるわけです。このような所得から見て、たとえば今あなたがおつしゃつた運賃値上げその他は、私が冒頭に申し上げましたように、租税公課が非常に重課されまして、負担の限界にきておると見ておるのでですが、結局運賃の値上げを招来せざるを得ないというようなことからね返つてくる場合に、その受ける影響というものは、所得の少いものほど率が高くなることは明らかなる事実です。そういうたとえを私は無視するわけには参るまいと思ひます。その点についてどうお考えですか。

いただかないとおもいます。○有馬(輝)委員 今度の揮発油税の増徴によって受益する分について、原さんはもう繰り返し繰り返し、ほんの質問をしたときにもこのことをつけ加えましたが、それでは、その受益についてお伺いたしましたけれども、ペーセンテージで見ると、は困難だらうと思いますが、大体どの程度のペーセンテージで利益を受けるのですか。たとえばほかの一般的な利益、荷作り梱包費の節約とか、道路短縮による運賃の節約とか、食料品の鮮度の低下の防止とか、いろいろ受益はあるだらうと思いますが、特に自動車業だけが受益するそのペーセンテージをどの程度見ておられるのですか。

り方で通る自動車がどれだけ受益をす  
るか、受益ということは、結局タイヤ  
なんかがいたむのが少くなる、それか  
ら何よりもスピードが早く行けますの  
で、運転手さんの賃金の割掛がぐんと  
少くなる、それから償却費の割掛が少  
くなるというようなことが非常に大き  
いわけですが、私最後の確かな数字  
がここにすぐ出て参りませんが、改良  
でたしか二割くらいコストが下る、そ  
れから舗装の場合には三割くらいコ  
ストが下るということであったと思いま  
す。つまり未改良の道を行くより  
も、改良された道を行く場合には二割  
コストが下る、それから舗装の場合は  
三割下る」というようなことであつた  
と思います。九百キロ余りの道を自動  
車が今走っている程度に走る、つまり  
先ほど申した、台数もふえず荷物も  
ふえずという前提でやりまして、た  
だいま申した二割、三割の利益の額を  
ずっと集計して参りますと、そうして  
道路が平均十五年間の寿命だと、いう  
ふうにやつて参りますと、この百七  
十四億円に対しても十五年間にコストの  
減るもの合計すると、これの倍の三百  
四、五十億になるというふうな計算  
をいたしております。そうして、これ  
は先ほどお尋ねの粗利費が少くなる、  
あるいはその他のいろいろな間接的な利  
益がございますが、そういうものを考  
えないで、早くなつて人件費、償却費  
が楽になるという直接の利益だけで、  
しかも輸送量もふえないという前提で  
やつておりますので、輸送量もふえ  
車両がふえますれば、利益の絶対額は  
さらにそれに何割増しか、また将来  
は、おそらく五年も十年もしますれば、  
この勢いでいけば、それだけでも

倍になるというようなことになるだろ  
うと思います。そういう数字でございま  
して、間接的な乗客の利益、あるいは  
は荷主の利益というものまで入れまし  
たら膨大なものになるというふうに計  
算いたしております。

○原馬(煙)委員 原さんの御説明を聞  
いていると、夢みたいな話なのですれ  
ども、問題は、舗装される道路と全  
体との比率、「一級国道なり二級国道な  
り地方道なり、それと今おっしゃった  
九百キロ、これとの比較をしてみた場  
合、これは、先ほど富樫さんに私御質  
問したことでもおわかりだろうと思う  
のですが、今の夢みたいなお話をどの  
程度に及ぶか、これは私がここで申し  
上げる必要もなかろうと思います。あ  
えてこの議論は繰り返しませんけれど  
も、原さんは、小さなことになかなか  
お口がうまいので、美辞麗句を並べ  
て、まるで夢みたいに幻想させるきら  
いがあるのですが、やはり本質論でお  
話をいただきたいと思うのであります。  
す。今の議論はもうよします。

先ほどのお話の中で、揮発油税の増  
徴によって運賃値上げを云々といふよ  
うなことはあり得ないというようなお  
話でしたけれども、これは、運賃値上  
げをせざるを得ないような羽目に追い  
込まれているのではないですか、安易  
な御答弁を避けて、その点についてお  
伺いいたしておきたいと思います。

○原政府委員 運賃につきましては、  
長い目で見れば、運賃はだんだん下つ  
てくる。しかし、さあ当たりこの道路  
ができましても、やはりそう全国の道  
路が一度によくなるわけじゃございま  
せんから、受益もさしあたりは「一年分  
一年分しかない。一方ガソリン税は

上つてしまふといふようなことから、長い目では運賃にも引き下げ要因だが、さしあたりはやっぱり若干は響くだろうと思つております。ただ金額運賃に転換するといつたましても、平均して三%程度のものだらうと思いますが、それを受益のことも考え、まだ業界でもできる限り工夫していただくようすれば、それよりも低い率で済みますけれども、何と申しましても、先ほど来申しますように、日本の道路を非常に望ましくないことでありことは非常に望ましくないことであります。

革命的によくしようという非常な時期がありまして、そしてまた自動車がまさにその道路をほとんど専用道路で使うような実態でありますので、自動車が走る実際のコストでもあるというよなことから、これは業界にも、またそれを使用します国民一般にも、その辺をそういう角度で御理解を願つて、しばらくがまんしていただく。それも、運賃値上げといいましても、この事由で上げなければならぬのはせいぜいが三%前後で、ちょっといろいろな関係を工夫していただけば一%か二%かの、言ひに足らないというと言葉がいけませんが、そういう問題にするほどのことなしに済むのではないか。もちろんこれは自動車の営業の態様、種類によつても違いましょうが、大体そんなふうに考えてお願いをいたしておるわけでございます。

○有馬(輝)委員 運賃値上げの問題についても、またいろいろ議論のあるところですが、次に私がお伺いしたいのは、現在まで道路整備費がどのように使われていたかという問題であります。この点について、せんだって神田君の

質問に対し、いわゆる臨時就労対策関係、それから特別失効関係と積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に伴う補助金、それで、これはどうしても道路を直さなければならぬのだから必要だ、そいつは、そういった御議論をされると、何でもくつつけられるわけなんです。前に建設委員会、あるいは運輸委員会で議論されればならぬのだから必要だ、それは、そういった御議論をされると、何でもくつつけられるわけなんです。

○原政府委員 お話を、なるべくよく聞いては、私どもできるだけそういう面をあわせて考えてやつてしまつて、妥当なものだと思っていらっしゃつてあるのかどうか、お伺いいたします。

○原政府委員 お話を、なるべくよく聞いては、私どもできるだけそういう面をあわせて考えてやつてしまつて、妥当なものだと思つていい

い一般財源から出せという含みでおつしやつてあることで、その点についても、やはり、私は、大蔵省と大蔵省ではありまするが、前年度の一般財源からの支出四億円を四十四億円にふやしたというだけのことは、大蔵省としても、運賃値上げといいましても、この辺をどうするか、お伺いいたしました。

○有馬(輝)委員 通産省の三十二年度度御答弁いただきたいと思います。道路整備費以外に使われたものの使い方について、妥当なものだと思つていい

○原政府委員 お話を、なるべくよく聞いては、私どもできるだけそういう面をあわせて考えてやつてしまつて、妥当なものだと思つていい

○有馬(輝)委員 通産省の三十二年度度御答弁いただきたいと思います。道路整備費以外に使われたものの使い方について、妥当なものだと思つていい

○原政府委員 お話を、なるべくよく聞いては、私どもできるだけそういう面をあわせて考えてやつてしまつて、妥当なものだと思つていい

○有馬(輝)委員 お話を、なるべくよく聞いては、私どもできるだけそういう面をあわせて考えてやつてしまつて、妥当なものだと思つていい

○有馬(輝)委員 お話を、なるべくよく聞いては、私どもできるだけそういう面をあわせて考えてやつてしまつて、妥当なものだと思つていい

○有馬(輝)委員 お話を、なるべくよく聞いては、私どもできるだけそういう面をあわせて考えてやつてしまつて、妥当なものだと思つていい

○有馬(輝)委員 お話を、なるべくよく聞いては、私どもできるだけそういう面をあわせて考えてやつてしまつて、妥当なものだと思つていい

○有馬(輝)委員 お話を、なるべくよく聞いては、私どもできるだけそういう面をあわせて考えてやつてしまつて、妥当なものだと思つていい

○有馬(輝)委員 お話を、なるべくよく聞いては、私どもできるだけそういう面をあわせて考えてやつてしまつて、妥当なものだと思つていい

うことで、みずから労働過重、危険雇用を助長しているようあり、さまであります。生命の危険なくしては、今ハイヤーにも乗られないという状況になつてきている。やはりここら辺についても十分考えられまして、先ほど私が質問申し上げております一々々について、みんなを納得させるようなことを用意してから初めて揮発油税について検討してほしい。特に取引高税全般について、臨時税制調査会が答申いたしておりますように、全般的な御考慮があつてその後に妥当な結論を出していただきたい、このことを要望いたしまして、私は本日の質問を終りたいと思ひます。

○横嶋委員長代理 次に石野君。

○石野委員 原さんにお尋ねいたしましたが、だいぶまでお話を聞いていると、ガソリン税を設定して道路整備をすれば非常な効果がある、私どもも、道路を整備すれば効果があることはちつとも否定をしない、問題は、その道路整備をするために、ガソリン税をこういうふうな形で取り上げてやらなければいけないのか、そのはかに何か方法はないのかというところにあるのだと思います。問題になるのは、結局予算措置の中で、こういう目的的的な性格を持つガソリン税にたよらないで、ほかにそういうことをやることができるいかどうかというところにあるのであります。そこで、政府の道路整備に対する今日の考え方があるのか、などを簡単にお聞かせ願います。

○富権政府委員 日本の道路の悪いことは、すでに御承知の通りでございま

すが、国道だけで申しましても、改良が全体の四〇%に足らない状態でござります。これらの道路を整備いたしますために、昭和二十九年度以来五ヵ年計画を立てまして、それを実施いたしておりますが、この五ヵ年計画に対し申しますが、この五ヵ年計画に対しては、昭和三十二年度の予算でおよそ計画通り進行いたしておるわけであります。ただ従来の五ヵ年計画でありますと、現在の道路交通の状況から申しまして、規模が小さ過ぎるといふことが言えるわけであります。従いまして、われわれといいたしましては、この際規模を拡大して、なるだけ早く日本の道路を整備いたしたいと考えておるのでございますが、そのためには、ただいま十ヵ年計画というのを検討中でございます。

この十ヵ年計画は、われわれの試案でございますが、この計画で、一級国道を全部完了までに持つていただきたい、補修まで完了することにいたしたいとおるのでござりますが、そのためには、ただいま十ヵ年計画というのを検討中でございます。

○石野委員 その計画の中でも、揮発油税にどれだけおぶさろうとしているのですか。

○富権政府委員 この計画で参りまして、現在予定されておりますガソリン税の増額があるといいたしますと、およそ八割程度がガソリン税相当額になるのではないかと考へております。ただかりに政府は考へている問題を、一兆円という十ヵ年計画の中でも、八割から八割以上に当るものをガソリン税によってまかなうというところに、考え方のいろんな違いで、また意見の相違が出てくることになると思う。そこで揮発油税を上げることが及ぼす影響に、先ほど來有馬君からいろいろ話しておりますように、その税率の問題からいっても、はね返りの問題からいっても、一般に及ぼす影響からいっても、非常に障害が出てくる。原さんが言われたように、道路整備をすれば、それはまだ逆にその人たちへの負担を増やすことにならぬ返りとしていいものが出てくるじゃないかということはよくわかっているけれども、それをガソリン使用者だけにと政府は思ひやりを持って、特にこの道路の問題は、日本の産業構造の中でも非常に大きな問題であろうと思う。そういう重点をそこへ置くとするならば、それをなぜ一般財源の中から出さないのか、こういうところにあるだろうと思います。一般財源から出すほど、それほど重要でないことを考へになつて、その考え方を一つお聞かせ願いたい。

○原政府委員 非常にむずかしい問題でござりますが、まず財源の関係から言いまして、この程度の規模——これは大体十ヵ年計画で、予算として一兆円、ならして考えますと年平均千億の計画でございますが、この程度のものを見ると、その点を現在考えておる次第でございます。

○石野委員 その計画の中で、揮発油税にどれだけおぶさろうとしているのですか。

○富権政府委員 その問題については、われわれはかりにねばいかぬという考へで、大蔵省全体としていろいろ努力いたしたわけあります。今は、前年度の一般財源から四億円に対しまして、四十四億円にするということを言い出しています。それで、この問題はそういふもので、将来自も、この問題はそういうふうな向きに進んでくると考へていかなればならないと思っておりますが、何分一方で、減税も大きな政策でございますし、また減税の財源の中でも、いろんな向きに進んでくると考へておられます。つまり、先ほど來有馬君からいろいろ話しておられますように、その税率の問題にがまんしていただいてもつじつと合せるということにしておられます。それが実情なのでございます。そういうふうなことでござりますし、一方で、たびたび申して恐縮ですが、受益の関係のこともあり、国際的な比較からいっても、ある程度は御負担願っていいのじゃないかというようなことから、理諭的に絶対これが正しい線だと、いう線はなかなか出しにくい、やはりそのときそのときの全般的財政需要との需要もだいぶ違つてくるだろうと思うのです。やはり自動車がどんどんふえる、そしてそちらの方への荷物もふえるということです。道路はこの際抜本的によくしなければならぬ、そういうことを反映して、道路整備の財源にガソリン税を当てたいということを国会でおきめになつたと、そういうふうなことを反映して、道路整備の財源にガソリン税を當てたいということを国會であります。これは、政府部内関係者がそれらを総合的に考へて、一般財源もふやす、しかしガソリン税もこれだけ増徴するといふような結論となつたような次第でござります。

○石野委員 道路を整備しなくちゃならないのか、こういうところにあるだろうと思います。一般財源から出すほど、それほど重要でないことを考へになつて、その考え方を一つお聞かせ願いたい。

○原政府委員 非常にむずかしい問題でござりますが、現在日本の中には、現在日本の国会でおきめになつた法律でも、そういう例が非常に多い。やはりその辺は、切つても切れないと考へておつて、そのための計画を五ヵ年計画では足りないから十ヵ年計画だ、そこまでまだ足りないだらうというほど事業であり、大事な政策であるのです。

整備もそんなに必要ないだうと、いう詭弁を弄しておるけれども、それは違う。ガソリンを使わなくとも、幾らで人は往来する。たとえばガソリンのかわりに別な燃料ができて、同じように車両が走る場合にも、何も出でこないじやないか、木炭を使つたって、けつこう車は走るんですよ。そういう詭弁を弄して自分の場を守るという、そんなことは不誠意きわまるですよ、そういうことではないですよ。それで、政府には道路整備に対する熱意がないということだ、むしろ自分たちにそれがだけの熱意がないというよりも、政府には政策がない、政策はないのだけれども、必要やむを得ないものがあるからこのガソリン税というものを作ったわけだ、財源をほかにどうしてもとれないからということなんでしょう。ところが財源はとれないかというと、そうじやない、われわれの考え方ではほかにもあるのだ、使い方の問題になつてきている。

置を講じなくちゃいけないだらうと思ふのです。  
ガソリン税自身が持つてゐるところのよさと悪さというものは、われわれから見ますと、よさよりもむしろ悪さの方がよく出てくる。むしろやはりこういう問題は、一般財源の方で処置するのが建前だということをわれわれはここで強調しなければいかぬと思うのです。そういう点についての政府の誠意ある気持といいますか、御検討を願いたい。  
それと同時に、やはりガソリン税に對しては、非常に苛酷な負担が大衆の中へくるし、のみならず、やはりこれが物価にもはね返つてくる。それでなくてさえインフレの危険があるというのに、かりにそれが三%であろうと物価にはね返るということになれば、それはやはりそれだけ日本の財界に対しても悪い影響を与える。そういうことを考えましたら、ガソリン税のよさといふものだけを強調されている主税局长の考え方というものは、自己を守るために急にして、全般を見る目を失つてゐると私は思うので、そういう点は、やはりもう少し誠意のある答弁を願いたいと思つております。これはあとで、政務次官の方からでもその考え方のはつきりしたものをお聞かしておいてもらいたいと思います。

○原政府委員 税を上げなくて全部まるくおさまれば一番いいので、おつしやる御趣旨はよくわかるのでございますけれども、ガソリン税のおい立ち、それから今まで考えますと、二十九年の前までは、ガソリン税は一般財源だったのです。最初は、一般財源の一つとしてやはり大事な税だったわけであ

ります。一般の財源全体の中から道路の費用を出しておったわけであります。ところが二十八年ですかに、この国会の議員立法で、ガソリン税は一般財源からはずして、道路整備五ヵ年計画に全部充てることをやめにしたわけです。なつたわけであります。ですから、おっしゃる通り、もともと一般財源で全部やる態勢できたのが、全部目的税的になつてきたということで、そこで強くガソリン税と道路費用との繋がりがついた。同時に、ちょうどその前後から、道路を走る自動車の数の増、貨物の増というようなることで、道路の整備が非常に急だということが認識されたわけであります。その後のテンボも非常に急だということになつてきておるわけです。従いまして、やはり一方で、そういうふうに結びつけられましたガソリン税の税収も飛躍的にふえて参る。ここ四、五年の間にもう三倍くらいのふえ方になつてきております。それがあげてつぎ込まれるということになつて参る。ここ四、五年の間にもう三倍で言えば、一般財源であればなかなかそうはいかなかつたのが、あげて道路につぎ込まれるということにはなつてきおるわけであります。その上に一般財源をという御議論はもちろんあり得るわけであります、そうしてわれわれもそういう気持は持つておるわけですが、その段になりますと、一方では、一般財源の中でもそういう有力な財源がこつちに行つてしまつておるわけですから——それだけじゃありません、やはり財政需要が非常に多いということがありまではありますけれども、なかなか財政全般のつじつまを合せるのがむづから——そういうようなことから、一般財源

の方はなかなかいかないというようなことになつておりますので、もうつべこべ申しますても、数字が貧弱でありますから御満足願えないと思ひますけれども、そういうような経緯、またそういう気持を持ってやつておりますので、一つ御了承いただきたいたいと思うのでござります。

○石野委員 国会がガソリン税を目的的的なものに一般財源から落としたということの理由を、そういうふうに理解したんじゃ困るのです。道路整備はきわめて大事であるから、一般財源の中だけでやつておるので物足りないから、それはそれなりにやりなさい。しかしそのかわりに、ガソリン税を特別に落して、これだけは全部回す、言いかえれば、従来の政策の上にガソリン税をもつと加えて、もつと急速に道路整備をやろうというのが立法府の考え方なのです。そのことは、ガソリン税を作つて、それは一〇〇%道路整備に使いさえすればいいということじゃないのです。むしろ一般財源から八〇%出しなさい、そうしてガソリン税でできたものを二〇%くらいやる、そういうような計画を道路整備の中に充てなさいといふことが、立法府が一般財源からガソリン税を特別目的税として下げる理由になつてゐる。そういうことの理解を、あなたがそういう勝手な理屈で、むしろ直接使つてゐるからいいのだと言うが、ちつともよくはなじやないか。むしろガソリン税は、その道路整備に八〇%、しかも今年だけじゃない、十ヵ年計画の中の八〇%というようなことを言つておるじゃないか。それじゃちつとも政策はないじゃないか、そこで、私は一つ次官からはつき

○足立政府委員 石野委員のおっしゃいますことは、私も国會議員の一員としてよくわかるわけであります。目的税にいたしました當時の私どもは、おっしゃる通り、急速に道路を整備したい国民的な強い欲望に基きまして、この意思を反映して、国会で目的税にしたということは、申すまでもございません。もちろん政府としても、財政の許す限り、一般会計におきましてもできるだけこれに金を支出いたしまして、より一そう急速に道路の整備ができるようにはからなければならぬことは当然でございます。さりながら、今回の場合はおきましては、主税局長から今まで詳しく説明を申し上げました通り、諸外国との比較その他、いろいろ負担力等も考え方を改めて、一方において急速な道路整備の要請というものがござりますので、これを彼此勘案いたしまして、この程度の引き上げはやむを得ないだろう。そうかといつて、政府がなまけておつていいというわけには参りませんので、私どもも、今後の財政計画におきましては、たゞいま御意見のありました点も十分くみまして善処いたしたいと考えておる次第であります。

公庫、農林漁業金融公庫、あるいは中小企業金融公庫等、この公庫職員の給与の問題につきまして、一応簡単な質問をしたいと思います。今回の給与法の改正によりまして、国家公務員はそれが給与の改訂が行われ、また地方公務員の諸君は、国家公務員に準拠してそれ改訂が行われる。それから三公社五現業の諸君も、それを調停とし給与の問題についての政府の考え方といふものは全然明確にされていませんが、これについて、政府は今まで、給与にお答えになつておられるか、その点ちょっとお聞かせ願いたい。

○足立政府委員 お答えいたします。

ただいま御指摘の公庫の給与ベース・アップの問題でございますが、結論から先にお答えいたしますと、ただいま

といひましたのは、政府におきましては慎重に研究をしていただきたいと

いうことになるのでございます。その理由といひまして、二つばかりござりますが、第一に、この給与ベースの変更によりまして、実はこれらの公庫の資金コストに大きく影響いたして参りますので、單に給与に関する予算だけの問題ではなくて、資金全体の運用につきましての計画も立て直しませんと、影響がきわめて大きいということと、慎重な検討を要するということが第一点であります。

第二点といひましては、実はこれらの公庫の使命にかんがみまして、相

当優秀な人材を集めると、いう趣旨もございまして、現在すでに一般公務員の

公庫、農林漁業金融公庫、あるいは中小企業金融公庫等、この公庫職員の給与の問題につきまして、一応簡単な質問をしたいと思います。今回の給与法の改正によりまして、国家公務員はそれが給与の改訂が行われ、また地方公務員の諸君は、国家公務員に準拠してそれ改訂が行われる。それから三公社五現業の諸君も、それを調停とし給与の問題についての政府の考え方といふものは全然明確にされていませんが、これについて、政府は今まで、給与にお答えになつておられるか、その点ちょっとお聞かせ願いたい。

○足立政府委員 お答えいたしました。

ただいま申上げた通り、結論としては慎重に研究をさしていただ

きたい、かように考えております。

○石野委員 ではお尋ねいたしま

すが、国民金融公庫などと住宅、農林漁

業、あるいは中小企業、これらの公庫

に働くおる職員の諸君が、政府機関

の職員とどういうふうに性格上の違い

があり、まだどういうふうにこれを見

るべきかといふ点について、政府はどう

いうふうにお答えになつております。

○足立政府委員 具体的な問題でござ

りますので、給与課長も参つておりま

すから、給与課長からお答え下さいま

すが、

○岸本説明員 仕事の内容、自体の比

較、どちらが重いか軽いか、これ

はなかなか困難な問題だらうと思いま

すが、現実の人間需給関係、公務員か

らも参りますし、あるいは民間からも

おいでになる。そういう点を考えまし

て、若干高目に給与ベースは考えて

参つておるということです。

○石野委員 給与のベース段階がつ

いておるとかなんとかいうことを私は

聞いているのじゃなくて、今、他の公

務員とか三公社五現業の諸君のペー

ス・アップが行われようとしておると

きに、こういう機関に働くおる諸君

に対する給与のベース・アップの問題

が論議されないで、ほうりっぱなしに

されておる理由は何か、まだそれでい

いかという問題、これを一つはつき

りお聞かせ願いたい。

○岸本説明員 公務員のベース・アッ

プの問題は、すでに予算で計上いたし

まして、方針として決定いたしました

問題でござりますが、政府機関、

公社、このグループについては、まだ

未解決の問題でござりますし、まだ

今後の仲裁委員会の裁定の結果を見な

ければならぬわけでござりますが、政

府が予算でそうした措置をいたしてお

りませんのは、やはり從来の政府機関

、公庫を含めましての給与は、現

給与と比較いたしますと、三割程度格差がついておるわけでございます。

○石野委員 そうすると、なんですか、公庫の職員は、一般公務員と同じくらいの給与制度もございませんし、国の恩給制度もないわけでございます。

○石野委員 私の聞いているのは、非常に高くなっています。

あなたのお考え方では、私に対する答弁になつていないのであります。これは、次官から一つその考え方をはつきりさせてもみたい。

現在その調停とか裁定に入っている問題の中には、全然公庫職員のものが入っていないわけなんだから、ほう

りつぱなしにしておくつもりなのかどうかについてお聞かせ願いたい。

○岸本説明員 ただいまのお話の中

に、ちよつと事実問題でございますので、説明員として申し上げさせていた

ります。

○岸本説明員 ただいまの御質問の点

が行われるとときに、なぜこちらはやら

だ給与の差があるからといって直ちに

安いとか高いとか言い切れないわけで

ございます。

○石野委員 ういう点も勘案し、総合的に検討をいたしまして比較をいたしませんと、だ

れども、片一方のベース・アップ

が行われるととき、なぜこちらはやら

だ給与の差があるからといって直ちに

安いとか高いとか言い切れないわけで

ございます。

○岸本説明員 ういう点も勘案し、総合的に検討をいたしまして比較をいたしませんと、だ

れども、片一方のベース・アップ

が行われるととき、なぜこちらはやら

だ給与の差があるからといって直ちに

安いとか高いとか言い切れないわけで

ございます。

○石野委員 ういう点も勘案し、総合的に検討をいたしまして比較をいたしませんと、だ

れども、片一方のベース・アップ

が行われるととき、なぜこちらはやら

だ給与の差があるからといって直ちに

安いとか高いとか言い切れないわけで

ございます。

にしておくという考え方なんですか。

○岸本説明員

いずれにいたしまして、給与の本質論とか、あるいは昇給原資なんかも若干はよくなつておるのとござりますが、給与自体の問題と、先ほど申し上げました資金コストへの影響、こうした問題もございますので、現在は検討中であると申し上げております。

○石野委員

そこで、この一時恩給とかもいろいろな問題があるからとかいふようなことで話をばやかされてしまふといけないので、先ほどの次官からの説明によりますと、この問題は、やはり資金コストにも影響していくのを考慮なくちゃならないというふうを言つておりました。それからもう一つは、一般公務員と比較して云々ということを言われたわけです。やはり現在のところは何も考えていないけれども、しかしこの資金コストに影響するからそのことを考慮して、政府としては、これら四公庫の職員に対する給与の問題を考えるという意思があるのか、まずそれから先にお聞きたいします。

○足立政府委員

石野委員が御指摘の通り、こういった特殊の職能のものは、それぞれ特殊の高度な技能を持つた者がこれに勤めておるということでございまして、本来給与ベースにおいて高いのが当然である、これはその通りだと思います。ただ、これらの公庫の現在員がすべてそれじゃ高い技能を持つたばかりであるかというと、必ずしもそうではないわけでござります。でござりますので、その間の平均

をとるという場合には、非常にむずかしいわけでございます。そういう技術的な面もあるようでございます。なお

事務当局といつたしましては、本年度の予算を計上いたします際に、一応事務的な検討はいたしましたようでござります

○石野委員

そこで、この一時恩給とかもいろいろな問題があるからとかいふようなことで話をばやかされてしまふといけないので、先ほどの次官

○足立政府委員

は、一般公務員の六・二%の給与アップは、むしろこういった不均衡を是正するため、一般公務員の給与をまことに改めるということで政府としては踏み切つたようでございまして、事務的な検討においては、現段階において、四公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率、あるいはそれと権衡を失しないよう

○石野委員

うな率で引き上げなければならぬと、いう結論にはなつていよいよでござります。しかしながら、本日この御質問をいたさないままで、実は私も今まで公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率であります。しかしながら、本日この御質

○足立政府委員

に研究いたしまして、実は私も今まで公庫長から、なお私からも申し上げた通り、非常に幅の広い問題でございましたしておりませんので、この点はさ

○石野委員

て、検討を要する点が多々ござりますので、こういう点を十分に研究をいたしまして、大蔵省部内としても再検討をいたしてみたいと考えておる次第でござります。

○足立政府委員

石野委員が御指摘の通り、こういった特殊の職能のものは、それぞれ特殊の高度な技能を持つた者がこれに勤めておるということでございまして、本来給与ベースにおいて高いのが当然である、これはその通りだと思います。ただ、これらの公庫の現在員がすべてそれじゃ高い技能を持つたばかりであるかというと、必ずしもそうではないわけでござります。でござりますので、その間の平均

したときには、同様に何がしかのペース・アップをしているわけです。今回に限つてそのことができないということがあります。だから、これは非常に悪い例を残すことになります。だから、私はどう

いうことにしないためにも、一つ真剣に考えてもらいたい。またそういうことに対する幅を持たなければ困る。

○足立政府委員

が、ただいま給与課長からお答え申し上げました通りに、従来の経緯からかんがみまして、現在の段階においては、一般公務員の六・二%の給与アップが、非常に高いというこの意味

○足立政府委員

は、非常に高いというこの意味でございまして、事務的な検討におきましては、給与課長からお答え申し上げました通りに、従来の経緯からかんがみまして、現在の段階においては、一般公務員の六・二%の給与アップが、非常に高いというこの意味

○足立政府委員

は、非常に高いというこの意味でございまして、事務的な検討においては、現段階において、四公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率であります。しかしながら、本日この御質

○足立政府委員

に研究いたしまして、実は私も今まで公庫長から、なお私からも申し上げた通り、非常に幅の広い問題でございましたしておりませんので、この点はさ

○足立政府委員

て、検討を要する点が多々ござりますので、こういう点を十分に研究をいたしまして、大蔵省部内としても再検討をいたしてみたいと考えておる次第でござります。

○足立政府委員

大蔵省の方で、この問題を放置しないで再検討するということであれば、われわれとしても、それだけを話をするかもしれないけれども、実際に公庫に勤いて人にとって生活の問題です。これらの諸君は、三公社五現業と大体同じような性格を持っているものだということは、あなたも知っています。だから、そのところは親心で円満に解決できるようにかわいがつてやつてもらいたい。それ以上私は笑つ込みませんから、政治的に御解決を願います。

が成立すると同時に、また給与改訂の問題がはつきり具体的な成果を上げるとなると、これは非常に悪い例を残すことになります。だから、私はどう

○足立政府委員

が先ほど申し上げました通りに、従来の経緯からかんがみまして、現在の段階においては、一般公務員の六・二%の給与アップが、非常に高いというこの意味でございまして、事務的な検討においては、現段階において、四公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率であります。しかしながら、本日この御質

○足立政府委員

は、非常に高いというこの意味でございまして、事務的な検討においては、現段階において、四公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率であります。しかしながら、本日この御質

○足立政府委員

は、非常に高いというこの意味でございまして、事務的な検討においては、現段階において、四公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率であります。しかしながら、本日この御質

○足立政府委員

に研究いたしまして、実は私も今まで公庫長から、なお私からも申し上げた通り、非常に幅の広い問題でございましたしておりませんので、この点はさ

○足立政府委員

て、検討を要する点が多々ござりますので、こういう点を十分に研究をいたしまして、大蔵省部内としても再検討をいたしてみたいと考えておる次第でござります。

○足立政府委員

大蔵省の方で、この問題を放置しないで再検討するということであれば、われわれとしても、それだけを話をするかもしれないけれども、実際に公庫に勤いて人にとって生活の問題です。これらの諸君は、三公社五現業と大体同じような性格を持っているものだということは、あなたも知っています。だから、そのところは親心で円満に解決できるようにかわいがつてやつてもらいたい。それ以上私は笑つ込みませんから、政治的に御解決を願います。

が成立するときに、これらの職員の諸君に対しては、非常に悪い例を残すことになります。だから、私はどう

○足立政府委員

が先ほど申し上げました通りに、従来の経緯からかんがみまして、現在の段階においては、一般公務員の六・二%の給与アップが、非常に高いというこの意味でございまして、事務的な検討においては、現段階において、四公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率であります。しかしながら、本日この御質

○足立政府委員

は、非常に高いというこの意味でございまして、事務的な検討においては、現段階において、四公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率であります。しかしながら、本日この御質

○足立政府委員

は、非常に高いというこの意味でございまして、事務的な検討においては、現段階において、四公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率であります。しかしながら、本日この御質

○足立政府委員

に研究いたしまして、実は私も今まで公庫長から、なお私からも申し上げた通り、非常に幅の広い問題でございましたしておりませんので、この点はさ

○足立政府委員

て、検討を要する点が多々ござりますので、こういう点を十分に研究をいたしまして、大蔵省部内としても再検討をいたしてみたいと考えておる次第でござります。

○足立政府委員

大蔵省の方で、この問題を放置しないで再検討するということであれば、われわれとしても、それだけを話をするかもしれないけれども、実際に公庫に勤いて人にとって生活の問題です。これらの諸君は、三公社五現業と大体同じような性格を持っているものだということは、あなたも知っています。だから、そのところは親心で円満に解決できるようにかわいがつてやつてもらいたい。それ以上私は笑つ込みませんから、政治的に御解決を願います。

が成立するときに、これらの職員の諸君に対しては、非常に悪い例を残すことになります。だから、私はどう

○足立政府委員

が先ほど申し上げました通りに、従来の経緯からかんがみまして、現在の段階においては、一般公務員の六・二%の給与アップが、非常に高いというこの意味でございまして、事務的な検討においては、現段階において、四公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率であります。しかしながら、本日この御質

○足立政府委員

は、非常に高いというこの意味でございまして、事務的な検討においては、現段階において、四公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率であります。しかしながら、本日この御質

○足立政府委員

は、非常に高いというこの意味でございまして、事務的な検討においては、現段階において、四公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率であります。しかしながら、本日この御質

○足立政府委員

に研究いたしまして、実は私も今まで公庫長から、なお私からも申し上げた通り、非常に幅の広い問題でございましたしておりませんので、この点はさ

○足立政府委員

て、検討を要する点が多々ござりますので、こういう点を十分に研究をいたしまして、大蔵省部内としても再検討をいたしてみたいと考えておる次第でござります。

○足立政府委員

大蔵省の方で、この問題を放置しないで再検討するということであれば、われわれとしても、それだけを話をするかもしれないけれども、実際に公庫に勤いて人にとって生活の問題です。これらの諸君は、三公社五現業と大体同じような性格を持っているものだということは、あなたも知っています。だから、そのところは親心で円満に解決できるようにかわいがつてやつてもらいたい。それ以上私は笑つ込みませんから、政治的に御解決を願います。

が成立するときに、これらの職員の諸君に対しては、非常に悪い例を残すことになります。だから、私はどう

○足立政府委員

が先ほど申し上げました通りに、従来の経緯からかんがみまして、現在の段階においては、一般公務員の六・二%の給与アップが、非常に高いというこの意味でございまして、事務的な検討においては、現段階において、四公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率であります。しかしながら、本日この御質

○足立政府委員

は、非常に高いというこの意味でございまして、事務的な検討においては、現段階において、四公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率であります。しかしながら、本日この御質

○足立政府委員

は、非常に高いというこの意味でございまして、事務的な検討においては、現段階において、四公庫の給与を直ちにこれに伴つて同率であります。しかしながら、本日この御質

○足立政府委員

に研究いたしまして、実は私も今まで公庫長から、なお私からも申し上げた通り、非常に幅の広い問題でございましたしておりませんので、この点はさ

○足立政府委員

て、検討を要する点が多々ござりますので、こういう点を十分に研究をいたしまして、大蔵省部内としても再検討をいたしてみたいと考えておる次第でござります。

○足立政府委員

大蔵省の方で、この問題を放置しないで再検討するということであれば、われわれとしても、それだけを話をするかもしれないけれども、実際に公庫に勤いて人にとって生活の問題です。これらの諸君は、三公社五現業と大体同じような性格を持っているものだということは、あなたも知っています。だから、そのところは親心で円満に解決できるようにかわいがつてやつてもらいたい。それ以上私は笑つ込みませんから、政治的に御解決を願います。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○横鐵 委員長代理 御異議なしと認め  
ます。よってさように決しました。  
なお連合審査会開会の日時につきま  
しては、委員長間の協議により決定い  
たしますが、来たる二十五日午前十時  
より開会する予定でありますから、御  
了承願つておきます。  
本日はこの程度にとどめ、次会は來  
たる二十五日午後一時より開会するこ  
ととし、これにて散会いたします。

午後四時十四分散会

昭和三十二年三月二十六日印刷

昭和三十二年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局